

**平成 25 年度 大学機関別認証評価  
自己点検・評価書**

**平成 26 (2014) 年 3 月  
久留米工業大学**



## 基準 1. 使命・目的等

### 1-1 使命・目的及び教育目的の明確性

#### 《1-1 の視点》

#### 1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

#### 1-1-② 簡潔な文章化

##### (1) 1-1 の自己判定

基準項目 1-1 を満たしている。

##### (2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

##### 【事実の説明】

- ・本学は、昭和 41(1966)年の「久留米工業学園短期大学」創立以来、「人間味豊かな産業人の育成」を建学の精神に掲げ、かつ、その具体的に目指すところとして「知・情・意の調和のとれた人材の育成」、すなわち「知を磨き、情を育み、意を鍛える」ことを軸とした物づくりの精神を尊重する実践的な技術者を養成することを教育理念として一貫した教育を実践してきた。
- ・本学の建学の精神及び教育理念の学内外への周知状況については、「大学案内」、「企業様向け大学案内」、「工学研究科（修士課程）学生募集要項」、年 2 回発行の広報誌「久工大だより」、「ホームページ」、「学生便覧」に明示している。また図書館、体育館、多目的ホール、総合事務所にも常時掲示している。
- ・更に「大学案内」にはアドミッションポリシーを、「ホームページ」にはアドミッションポリシー、カリキュラムポリシーおよびディプロマポリシーを明記している。

##### 【エビデンス集・資料編】

【資料 1-1-1】 2014 大学案内（52～53 ページ）

【資料 1-1-2】 2013 年度版 企業様向け大学案内

【資料 1-1-3】 平成 26 年度工学研究科（修士課程）学生募集要項（表紙の裏面）

【資料 1-1-4】 「久工大だより」 第 62 号（p1 または p2）

【資料 1-1-5】 ホームページ <http://www.kurume-it.ac.jp/>

（大学案内⇒概要⇒建学の精神・教育理念・目的）

【資料 1-1-6】 2013 学生便覧（内表紙の裏面）

##### 【自己評価】

- ・「大学案内」、「企業様向け大学案内」、「工学研究科学生募集要項」、「久工大だより」、「ホームページ」、「学生便覧」、特に「大学案内」や「ホームページ」に明示している建学の精神及び教育理念については具体的で明確であると判断している。

## 1-1-② 簡潔な文章化

### 【事実の説明】

- ・建学の精神及び教育理念については、「大学案内」、「企業様向け大学案内」、「工学研究科（修士課程）学生募集要項」、「久工大だより」、「学生便覧」に簡潔な文章で明示しており、ホームページにも掲載している。

### 【エビデンス集・資料編】

【資料 1-1-7】 2014 大学案内（52～53 ページ）

【資料 1-1-8】 2013 年度版 企業様向け大学案内

【資料 1-1-9】 平成 26 年度工学研究科（修士課程）学生募集要項（表紙の裏面）

【資料 1-1-10】 「久工大だより」第 62 号（p1 または p2）

【資料 1-1-11】 ホームページ <http://www.kurume-it.ac.jp/>  
（大学案内⇒概要⇒建学の精神・教育理念・目的）

【資料 1-1-12】 2013 学生便覧（内表紙の裏面）

### 【自己評価】

- ・学内外向けの各種媒体に明示されている建学の精神及び教育理念は、その文章表現が簡潔であると判断している。

## (3) 1-1 の改善・向上方策（将来計画）

- ・建学の精神及び教育理念については、具体的かつ明確で簡潔な文章表現で説明しており学生の教育・指導に反映できるよう努めている。今後も現状を維持・継続していく。

## 1-2 使命・目的及び教育目的の適切性

### 〈1-2 の視点〉

#### 1-2-① 個性・特色の明示

#### 1-2-② 法令への適合

#### 1-2-③ 変化への対応

##### (1) 1-2 の自己判定

基準項目 1-2 を満たしている。

##### (2) 1-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 1-2-① 個性・特色の明示

##### 【事実の説明】

- ・建学の精神である「人間味豊かな産業人の育成」を実現するために、独自性を強調した「知・情・意」、すなわち「知を磨き、情を育み、意を鍛える」ことを教育の基本理念とし、高等学校教育の基礎のうえに学術の中心として広く知識を授けるとともに、深く工業に関

する専門の学術を教授、研究し、教養ある社会人を育成することを教育の目的としている。これらは、ホームページや大学案内、学生便覧、学校法人久留米工業大学広報誌「Advance」に明示している。

【エビデンス集・資料編】

【資料 1-2-1】 2014 大学案内（52～53 ページ）

【資料 1-2-2】 平成 26 年度工学研究科（修士課程）学生募集要項（表紙の裏面）

【資料 1-2-3】 学校法人久留米工業大学広報誌「Advance」Vol.1, 2013

【資料 1-2-4】 ホームページ <http://www.kurume-it.ac.jp/>

（大学案内⇒概要⇒建学の精神・教育理念・目的）

【自己評価】

- ・使命や教育目的はホームページや大学案内、学生便覧、学校法人久留米工業大学広報誌「Advance」に明示に明示されており、その内容は個性や特色が反映されていると判断している。

1-2-② 法令への適合

【事実の説明】

- ・教育基本法及び学校教育法を遵守して、建学の精神と教育の基本理念に基づき使命・目的を定めている。これらは「久留米工業大学工業大学 学則 第1章 目的及び使命」に定めている。また、法令等の遵守状況については「エビデンス集・データ編 表 3-2」に示した。

【エビデンス集・資料編】

【資料 1-2-5】 久留米工業大学規則集

【エビデンス集・データ編】

【表 3-2】 法令等の遵守状況

【自己評価】

- ・使命・目的は、法令等を遵守しているものと判断している。

1-2-③ 変化への対応

【事実の説明】

- ・使命や目的を達せするための教育を、当初は工学の基礎を重視した教育と標榜していたが、更にものづくりを主眼に置き「実践的ものづくり能力を育む大学」「ものづくりの楽しさを発信する大学」と変遷してきており、社会ニーズに基づく教育目標をホームページや学校法人久留米工業大学広報誌「Advance」に明示している。

【エビデンス集・資料編】

【自己評価】

- ・ 建学の綱領で明示された理念や目的は不変であるが、社会の変化に応じて、学生や学外者にもわかりやすい表現で教育の目標をホームページや学校法人久留米工業大学広報誌「Advance」等で明示していると判断している。

(3) 1-2 の改善・向上方策（将来計画）

- ・ 個性・特色の明示および法令への適合といった条件を確保しつつ、社会情勢等の変化に対応して、必要に応じて随時、使命・目的および教育目的の適切性について再検討していくこととする。

1-3 使命・目的及び教育目的の有効性

≪1-3 の視点≫

1-3-① 役員、教職員の理解と支持

1-3-② 学内外への周知

1-3-③ 中長期的な計画及び3つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映

1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

(1) 1-3 の自己判定

基準項目 1-3 を満たしている。

(2) 1-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-3-① 役員、教職員の理解と支持

【事実の説明】

- ・ 毎月学事に関する役員会が開催され、本学の教育内容の吟味及び改善につき真摯な討議がなされている。教職員は教授会並びに各種委員会活動を通しこれらに関わる課題に積極的に関与している。このように、役員と教職員は一丸となって上記に掲げた本学の教育理念を理解・支持し、現場においてそれらを効果的に実践すべく努力を重ねている。
- ・ 教職員は年初の学長訓示を初めとし、機会あるごとに本学における教育目的を念頭に置くことが求められている。また、歴代学長は、入学式や学位記・修了証書授与式において必ず学長告示として、本学の建学の精神及び教育理念について言及している。更に学長は、教職員、学生、保護者や関係団体等に配布される「久工大だより」（年2回発行）にて、その巻頭で必ずこれらについて触れ、学生、保護者及び教職員に対して常に認識を新たにすることに努めている。

#### 【エビデンス集・資料編】

【資料 1-3-1】(\*エビデンスとして学則の変更や一部改正のこれまでの記録をファイル化したものを載せる。)

#### 【自己評価】

- ・建学の綱領で示された使命・目的は、学則に基づく役員会並びに教授会を初めとする諸会議を公正に開催し、その討議結果について公示し、情報を共有化することによって本学の役員並びに教職員に理解され支持されていると判断している。

### 1-3-② 学内外への周知

#### 【事実の説明】

- ・学内外への通知であるが、学則に関しては本学のホームページ上の「大学案内」に、PDF で全て明記されており常時アクセスが可能な状態となっている。また、学生、保護者、入学希望者、中・高の進路指導関係者、本学卒業生等に対しては、「大学案内」、「学生便覧」、「シラバス」、「久工大だより (大学新聞)」、「女子学生用宣伝資料 (リーフレット等)」、「大学が作成配布する各種資料」といった紙媒体の配布のみならず、新聞広告や TV や映画館での上映等、衆目を集めるマスメディアの活用により、本学の教育理念について、常に地域や社会へ向けた積極的な広報活動に努めている。

#### 【エビデンス集・資料編】

【資料 1-3-2】 2014 大学案内 (52～53 ページ)

【資料 1-3-3】 2013 大学便覧 (内表紙の裏面)

【資料 1-3-4】 2013 年度シラバス

【資料 1-3-5】 2014 大学案内 (52～53 ページ)

【資料 1-3-6】 「久工大だより」第 62 号

【資料 1-3-7】 「女子学生用宣伝資料 (リーフレット等)」

【資料 1-3-8】 「大学が作成配布する各種資料」

【資料 1-3-9】 ホームページ <http://www.kurume-it.ac.jp/>

#### 【自己評価】

- ・建学の綱領で示された使命・目的は、「入学案内」や「学生便覧」といった紙媒体の定期発行物の他、上記に掲げた「大学案内」を初めとするホームページ上の各情報を適宜更新し、メディア等を利用することにより、学内外に周知されていると判断している。

### 1-3-③ 中長期的な計画及び 3 つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映

#### 【事実の説明】

- ・平成 22(2010)年 9 月に、理事長の諮問により、5 年後の将来を見据え、全学に亘る中長期的なビジョンが検討された。その後、平成 24 年 3 月の答申を受けて、平成 25 年度以

降の教育体制の改善を推し進めている。その一端として、ディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシーの明確化が図られ、本学のホームページに明示されている。

#### 【エビデンス集・資料編】

【資料 1-3-10】 学校法人久留米工業大学 第 2 次中期事業計画書

【資料 1-3-11】 学校法人久留米工業大学 平成 25 年度～平成 27 年度実施計画書

【資料 1-3-12】 ホームページ <http://www.kurume-it.ac.jp/>

#### 【自己評価】

- ・ 理事長の諮問により、本学の中長期的なビジョンが検討され、3 つの方針等への使命目的及び教育目的は未だ十分とは言い難いものの反映されていると判断している。

### 1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

#### 【事実の説明】

#### 1. 教育研究組織と運営組織

- ・ 本学法人は、法人本部、久留米工業大学、祐誠高等学校（入学定員 700 人）、久留米工業技術専門学校（入学定員 200 人、専攻科 40 人）、久留米自動車学校で構成されている（図 1-3-1「組織図」）。これらいずれの学校も工学という分野について共通性を持ち、それぞれが連携しつつ相互に切磋琢磨している。
- ・ 本学法人の中核をなす久留米工業大学は、図 1-3-1 に示すとおり工学部 5 学科（入学定員 290 人、収容定員 1,200 人）、及び大学院工学研究科（入学定員 20 人、収容定員 40 人）で構成する単科大学である。
- ・ 組織運営は表 13-1「久留米工業大学運営組織表」に従って行われており、時報などに掲載され、全教職員に公開され適切に運営されている。

#### 2. 教育研究組織の連携と調整

- ・ 大学全体の運営は図 1-3-2 に示した体制で行われている。
- ・ 本学法人は、平成 16(2004)年の私立学校法の改正を受けて本学法人の寄附行為の一部改正を行い理事会、理事長、学校運営担当理事の職務分担を明確にした。すなわち、理事会を本学法人の議決機関とし、理事長は業務の総理を行い、学校運営担当理事は当該の学校の運営に係る大方の権限を寄附行為上で委譲した。そのため、本学の教育研究に関して通常の場合には、学長が大学担当理事として本来は理事会の権限に属する部分についてもその予備的な執行権限を付与されることとなった。
- ・ 久留米工業大学では以下に述べる組織をもって、教育、研究の審議を行い適切な連絡調整を行っている。

##### ① 教授会

- ・ 教授会は毎月 1 回開催され、学長は本学管理運営上の重要事項及び教学に関する重要事項について意志決定するに際して、あらかじめ事案を教授会に諮問し、教授会での審議

結果や意見等を学長の意志決定の際の参考としている。

- ・教授会は本学学則第 43 条に基づき置かれており、教授会の審議事項等については本学教授会規則第 3 条に定めている。

#### 教授会の審議事項

1. 学生の入学、編入学、転入学、転学科、再入学に関する事項
2. 学生の退学、転学、留学、休学、復学、除籍に関する事項
3. 学生の卒業に関する事項
4. 研究生、科目等履修生に関する事項
5. 学生の賞罰に関する事項
6. その他学長から諮問された事項

- ・本学教授会はその構成員を助教職以上としているため、重要事項の審議には必ずしも適しているとは言えず、学校教育法施行規則第 66 条の 2 第 1 項及び第 2 項に定める代議機関として、学科長会議が設置されている。このほか、「教授会」には以下の委員会が設置されている。①入試委員会、②広報委員会、③教務委員会、④学生厚生委員会、⑤教職課程運営委員会、⑥キャリアサポート運営委員会、⑦施設委員会、⑧地域連携推進室運営委員会、⑨図書館運営委員会、⑩情報センター運営委員会、⑪ものづくりセンター運営委員会、などである。

#### ② 学科長会議

- ・学科長会議は、学校教育法施行規則第 66 条各項の規定するところにより、教授会審議事項のうち一定の事項、及び緊急かつ迅速な学長の判断を必要とする事項や、学長が特に意見を聞く必要があると判断した事項、等について審議するため、教授会の代議機関として「学科長会議」を設置して、これら審議に当たっている。「学科長会議」においては、月 1 回の定例会議のほか、随時に会議を招集して機動的な対応を図っている。

#### ③ 大学院研究科委員会

- ・本研究科には、エネルギーシステム工学専攻（入学定員 5 人、収容定員 10 人）、電子情報システム工学専攻（入学定員 5 人、収容定員 10 人）、自動車システム工学専攻（入学定員 10 人、収容定員 20 人）の 3 専攻を設置している。
- ・本学大学院は、本学学則第 3 条の 3 の 2 及び大学院学則第 36 条の規定に基づき「大学院研究科委員会」を設置し、大学院の管理運営及び教学等に関して審議を行っている。研究科委員会の審議事項は次のとおりである。また、研究科委員会には、研究科運営委員会を置いている。

#### 大学院研究科委員会の審議事項

1. 学生の入学、転入学、転専攻、再入学に関する事項
2. 学生の退学、転学、留学、休学、復学、除籍に関する事項
3. 課程修了に関する事項
4. 研究生、科目等履修生に関する事項
5. 学生の賞罰に関する事項
6. その他学長から諮問された事項

#### ④ その他

- ・ 基本的には、学内意志決定のシステムは、「学長決定」として学長のリーダーシップが発揮できるようになっているが、学長一人に権限と責任が過重に係ることがないよう前述のように、教学の全般についての審議が委ねられている「教授会」や、学長の諮問に応じて学長判断の参考となるべき意見を述べる「企画会議(学長ブレイン)」及び教授会の代議機関としての性格を持つ「学科長会議」を設置している。
- ・ 平成 24(2012)年度から「副学長」に相当する「学長補佐」職（総括、教務委員長、広報委員長、地域連携推進室長）を 4 名置き、学長職務を分担させるとともに、職務補助を行わせている。「学長補佐」職を設けたことによって、学内の諸会議等の意見の取りまとめが迅速となり、学長の意志決定がスムーズに行われるようになったことが評価される。
- ・ 学生の意見や希望を聞きこれに対応する組織として、学生を正会員とし、専任教職員を特別会員とする学友会があるが、学友会では、日常的に学生の意見を集約して、これを大学に伝えているほか、年 2 回学生総会を開催して学生全体の意見の集約を行っている。
- ・ 学生総会の意見及び学友会の意見等については、学生サービス課が窓口となり真剣に対応している。これら会議は、現状においては有効に機能していると考えられる。学友会からの意見については、必要な場合学内の諸会議に諮りその実現に努めているほか、随時適切に対応するよう努めている。
- ・ 本学の附属機関（施設）としては、図書館、情報センター、ものづくりセンターがある。
- ・ 図書館では、平成 24(2012)年度から「学習支援センター」を発展的に解消し、「ラーニングコモンズ」を創設した。ラーニングコモンズは図書館の文献や情報機器を利用して学生が自由に討論したり、学習したりできる学びの場である。現在、利用率は少なく今後改善していく必要がある。
- ・ 情報センター（専任教員 3 人、技術職員 1 人）は、本学学生に対する情報処理教育の中核としての機能（教養科目としての授業の担当を含む）、及び学内ネットワークの管理者機能、さらには、学内外とのネットワークを利用した研究支援の拠点としての機能などを持っており、いずれも各学科や大学院等と連携して当初予定された機能は

果たしていると考える。

- ・本学の教育のキーワードである「ものづくり教育」を実現するために、平成 21(2009)年度にもものづくりセンター（兼任教員 2 人、専任職員 1 人）を開設した。本センターは、ものづくりを通じて、本学学生及び教職員の研究並びに地域社会への貢献を図ることを目的としている。本学は学生の自主的なものづくり教育を積極的に推進しており、例えば、フォーミュラカー、各種競技用ロボット、ソーラーカー、電気自動車や、ハイブリッドカー、建築模型や各種模型など学生の自主的研究活動を支援している。ものづくりセンターは「創造工房」（平成 21(2009)年廃止）を発展的に解消して開設した施設で本学では継続的に「ものづくり教育」を行っている。

#### 【エビデンス集・資料編】

【資料 1-3-13】久留米工業大学学則

#### 【自己評価】

- ・学長には大学担当理事として本来は理事会の権限に属する部分についてもその予備的な執行権限が付与されており、大学運営の責任体制が確立されていると判断している。
- ・教員間の連絡調整体制としては学科会議を中心に各種委員会との連携が図られ、情報の共有が常になされていると判断している。
- ・使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性が図られ、教育目的を達成するために教育研究組織と運営組織が連携していると判断している。

#### (3) 1-3 の改善・向上方策（将来計画）

- ・本学を魅力ある大学にして、入学者数を増やすために「大学のガバナンスの充実・強化」を早急に実施する。また、社会のステークホルダーの信を得られる質の高い大学を保証するシステムを構築するため、社会のニーズを的確に捉え、変化に対応した教育と経営を行わなければならない。それには役員、部署・各教職員による個々の取り組みを、有機的連携のもとにとり行うことにより改善・向上を目指すものとする。上記の将来計画は次の 3 つのビジョンを実現するための方針・施策について、定めるものである。3 つのビジョンは、①「実践的なものづくり能力」を育む大学、②「ものづくりの楽しさ」を発信する大学、③「就職に強い」大学と設定された。
- ・上記の 3 つのビジョンについては、本学全体及び各学科の人材養成像を「実践的なものづくり能力」という観点から、具体的な形で明確にし、それに従いカリキュラム等、全ての教育内容を再検討し、魅力ある大学教育を推進する。就業力育成教育も充実させ、インターンシップ拡大を推進し、就職支援体制の整備・強化を図る。また地域の課題解決に積極的に取り組み、地域との連携を図り、地域貢献することで、地域に根差した大学として、教育研究機能の向上を推進する。
- ・環境面では、安全で質の高い大学施設づくりを目指し、大学の活動を支えるキャンパス環境の整備・充実を図るため、耐震補強等に伴う施設のリニューアル化を行う。さらに

は、学生のサービス向上の充実を図るための教育施設並びに厚生施設として、新棟建設に着手し、本学の生き残りのための施策となるようにする。これらの活動状況については、随時メディアや高校訪問、高校生の一日大学生誘致など、様々な入試関係を含む広報活動を通して、広く地域社会に周知するものとする。

#### **[基準1の自己評価]**

- ・ 建学の精神、使命・目的及び教育目的は、具体的で簡潔な文章で明確に表現され、本学の特色も含め適切に説明している。本学のキーワードである「ものづくり教育」や教育目的における3つの方針の実現に向けて教職員が一丸となって努力している。
- ・ 学外への周知については、基本的に情報を公開するという対場に立ち、ホームページを通して細かい規則についても広く社会に公開している。しかし、それだけでは十分ではなく、今後、各媒体を通して更なる周知を図る必要がある。

## 基準 2. 学修と教授

### 2-1 学生の受入れ

#### 《2-1 の視点》

##### 2-1-①

##### 2-1-②

##### 2-1-③ 入学者受入れの方針の明確化と周知

入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫

入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

#### (1) 2-1 の自己判定

「基準項目 2-1 を満たしている。」

#### (2) 2-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

（必要に応じて学部・研究科ごとに記述）

##### 2-1-① 入学者の受け入れ方針の明確化と周知

###### 【事実の説明】

- ・ 本学の建学精神は「人間味豊かな産業人の育成」とあるように、将来産業界において活躍できるような工学に興味をもった学生の入学を促している。すなわち本学の求める学生像と受け入れ方針は①工学の分野に興味を持ち、将来工学の分野で社会に貢献しようとする人②技術を身に付け社会に貢献しようとする人③ものづくりに興味を持ち、新しいものをつくろうとする意欲のある人④工学や理学の知識を身に付け、将来教育界で活躍しようとする人である。
- ・ 受け入れ方針に合った学生を確保するため、本学では、大学案内、入試要項の冊子や、受験雑誌、ホームページ等の各種伝達方法により、受験生、保護者および高校の先生方に本学の受け入れ方針の周知を図っている。また、より多くの高校生や保護者、および高校の先生方に本学に対する理解を得るために、オープンキャンパス（平成 25（2013）年度は 3 回実施）に参加頂き、実際に本学の講義・実験に参加し、体験して、本学に対する理解を深めてもらうよう努めている。またこの際に、相談コーナーを設け、いろいろな質問・相談に対処している。
- ・ 学長を先頭に、学長補佐、各学科長、大学事務局長および教職員が一丸となり、高校の先生方を対象に、九州内の各地において、進学説明会を開催して、本学の教育方針および特徴、本学独自の奨学金制度、在学生に対する教員の対応、各学科の特徴および課外活動や就職について十分理解してもらうように努めている。また、教職員が高校を訪問して個別に本学の情報を提供している。
- ・ 学生の保護者に対しても、学期半ばにおいて学生の出席状況を報告を行っている。各地において、保護者懇談会を開催し、学長を先頭に教職員が参加し、大学の現状、教育方針、就職状況の説明等を行っている。その後に行われる個人面談では、出席状況、

成績および就職に関する相談等を行い各種情報を提供している。

#### 【自己評価】

- ・本学の建学の精神や教育方針についての学外への周知は、大学案内や進学説明会および入試相談会において十分説明されているとは言えない。またオープンキャンパスに参加した者から受験者が多いことから、本学のアドミッションポリシーは直接面談した受験生や保護者に対しては十分に説明しているが、直接面談を行っていない受験生や保護者に対しての説明は、十分ではないところがある。
- ・本学の広報にはホームページが非常に重要な媒体であるため、ホームページは日々更新し、正確な情報を提供することが必要である。
- ・進学説明会や高校訪問など、本学の教育方針を広報し説明する担当者は限定されている状況にあり、一部の者の負担が増加することも考えられる。これら広報に関して、全教職員が担当できるよう教育・訓練することが必要である。

#### 2-1-② 入学者の受け入れ方針に沿った学生受け入れ方法の工夫

##### 【事実の説明】

- ・本学では、多様な資質を持った受験生を受け入れるため、つぎのような入学者選抜試験を行っている。

##### ①A0 入試

##### ②推薦入試（指定校推薦、一般推薦、特技保有者推薦に区分している。）

##### ③一般入試

##### ④センター試験利用入試

- ・本学の入学者選抜試験は、学長を本部長とし、副本部長として入試委員長、大学事務局長のもとに入試本部を設置し、全学体制で学外試験会場との連絡を密にし、適正に実施されている。
- ・入試委員会は、入試委員長をはじめとして各学科長で構成され、入学試験における大綱を決定し、その実施案は、教授会で決定している。
- ・入学選抜試験実施に当たっては、各試験前に試験担当者を集め、入試委員長より試験実施におけるの注意事項を伝達し、試験における公正・公明性を喚起している。
- ・入学者選抜試験に係る具体的な業務については、願書受付、試験監督者の割り当て、地方試験場を含め設営の準備、試験の実施、合格発表等、入試課が担当している。
- ・入試問題作成委員および採点委員は秘密裡に委嘱し、他に漏れることがないように注意し、試験の公正・公明性を確保している。

### 【自己評価】

- ・多様な入学試験を実施することによって、入学者受け入れ方針に沿った、多様な学生が受け入れられていると判断している。

### 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生の受け入れの維持

#### 【事実の説明】

- ・本学では、学生への目配りが十分できる範囲内でのクラス編成にして授業を行っている。
- ・本学の在籍者数は資料編表 2-5 {学部・学科の在籍者数} (過去 5 年間) に示すとおりである。この表に記載するように一時期の在籍者数減少傾向から増加傾向に移りつつある。平成 21 (2009) 年度に工学部合計で 0.66 倍であったが、平成 25 (2013) 年度では 0.93 倍に増加している。このまま、適正な入学者確保を図り、教育環境の確保に最大限の努力を傾注していくことが重要である。
- ・本学の初年度 (1 年次) の収容定員数に対する入学者数の比を過去 5 年間では見ると、資料編表 4-6 {学部・学科の入学者数} に示すように、平成 21 年度が 0.66 倍であったが、その後倍率が上がり、平成 25 年度には、0.93 倍となっている。
- ・収容定員数に対する入学者数の比を各学科別にみると、資料編表 2-6 {学部・学科の入学者数} に示すように、機械システム工学科は平成 21 年度には、0.80 倍であったものが、平成 25 年度には、1.0 倍である。交通機械工学科は、平成 21 年度 0.89 倍であったが平成 25 年度には、0.53 倍と大幅に減少している。建築・設備工学科は平成 21 年度には 0.37 倍であったが平成 25 年度には 0.58 倍と増加している。情報ネットワーク工学科は、平成 21 年度が 0.60 倍であったものが、平成 25 年度には 1.60 倍と大幅に上昇している。環境共生工学科では、平成 21 年度に 0.53 倍であったものが平成 25 年度には 1.40 倍と増加している。
- ・入試別の入学者数および定員充足率 (定員に対する入試別入学者比) の推移をみると、資料編表 2-7 {入試別工学部の入学者数} に示す。これらの概要を以下に記す。
- ・A0 入試は平成 21 年度には入学者数 38 名 (定員の 0.112 倍) であるが、平成 25 年度には入学者が 39 名 (定員の 0.112 倍) とやや増加している。
- ・推薦入試による平成 21 年度の度入学者数 137 名 (定員の 0.403 倍) で、平成 25 年度には 112 名 (定員の 0.329 倍) と減少傾向を示している。
- ・一般入試による入学者数は平成 21 年度には 24 名 (定員の 0.07 倍) が平成 25 年度には 67 名 (定員の 0.197 倍) と増加している。
- ・センター入試での入学者数は平成 21 年度は 24 名 (定員の 0.071 倍) であったものが、平成 25 年度には 53 名 (定員の 0.156 倍) と増加している。
- ・各学科別・入試別入学者の推移を以下に記す。

- ・機械システム工学科では、A0 入試、一般入試およびセンター利用入試は平成 21 年度より、平成 25 年度の方が増加しているが、推薦入試による入学者は減少している。
- ・交通機械工学科では、A0 入試および推薦入試による入学者が大幅に減少しており一方一般入試およびセンター利用入試による入学者数は横ばい状態である。
- ・建築・設備工学科では、すべての入試を通じて、平成 21 年度より平成 25 年度の方が入学者数が増加している。
- ・情報ネットワーク工学科では、すべての入試で大幅に増加している。特にセンター利用による入学者増が著しい。
- ・教育創造工学科では、すべての入試で平成 21 年度より、平成 25 年度の方が入学者数が増加している。

#### 【自己評価】

- ・年々在籍者数が減少してきている。経営的にも、大学の活性化のためにも安定的な入学者確保が最重要課題である。
- ・入試別の入学者数は、推薦入試による入学者数が減少しており、入学者確保には、推薦入試による入学者数を増加させる必要がある。
- ・学科別でみると、交通機械工学科の入学者数の減少が著しく、交通工学科の入学者確保が急務である。
- ・交通機械工学科における A0 入試および推薦入試による入学者減が著しく、交通機械工学科の入学者確保には、A0 入試および推薦入試による入学者増が必要である。

#### (3) 2-1 の改善・向上方策（将来計画）

- ・A0 入試および推薦入試で入学した学生には基礎学力においてバラツキが認められる。その対応として入学後、一般入試等の学生を含め、習熟度別に少人数教育等を行う等、学生の基礎学力向上に努める。
- ・多様な入試制度により、入学性が高校で履修した科目も多岐にわたる。そのため、工学部専門教育に必須となる数学・物理については入学後、補習授業を行う。
- ・入学後途中で退学する学生が年間約 40 名いる（データ編 表 2-8）。これらの中途退学を防ぐためには教員と学生の垣根をなくし、何でも相談できる体制を作る。
- ・中途退学者の中には、本学の教育方針に合わずに退学する者もいる。このことは、本学のアドミッションポリシーが学生へ十分に理解されていないことが一因であることが考えられる。このため、更に教員のアドミッションポリシーの理解を深め、教育（授業）への反映を図る。
- ・本学の教育理念およびアドミッションポリシーについて広報に努める。

## 2-2 教育課程及び教授方法

### 《2-2 の視点》

#### 2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化

#### 2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

##### (1) 2-2 の自己判定

基準項目 2-2 を満たしている。

##### (2) 2-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

（必要に応じて学部・研究科ごとに記述）

#### 2-2-①教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化

##### 【事実の説明】

基準1で述べた通り、本学は、学則第3条第2項に学部各学科における教育研究の目的を明確に定めている。（資料-学則第3条の2）

また、本学は、学科及び教育コースの設定にあたり建学の精神、教育理念を達成するためのカリキュラムポリシーを掲げ、教育課程編成の方針を明確に示している。（ホームページ）

本学の教育課程は、学則第9条に基づき共通教育科目と専門教育科目の2系統に大別される。前者については人文社会、自然科学、言語、保健体育、総合教育の5系統で編成し、後者については学科共通専門科目、コース専門科目、他学科連携科目の3系統で編成している。（資料-学則第9条、学生便覧、ホームページ）

共通教育科目では、「人間味豊かな産業人の育成」を建学の精神として掲げている通り、工学専門分野へ繋がる基礎教育を基本としつつ、広く一般教養を身に付けられるよう編成している。また、共通教育科目の殆どを全学年次で開講することで専門教育科目とのバランスに配慮し、高い倫理観と人間力を持った人材育成を目標としている。（ホームページ）

専門教育科目では、ものづくり実践教育を基本とし、実験実習に比重を置くことによって興味と自主性の向上を図り、高い人間力、協調性、実践力や不屈の精神を修めた人材育成を目標としている。また企業や社会などからのニーズに対応し、専門教育科目に2、3の教育コースを設けることによって、より特化した専門知識や技術を持った人材育成を目標としている。

前述の教育基本方針を踏まえ、学科ごとに特色ある専門教育課程を編成し、学生便覧に明快な授業科目系統図を掲載している。

また、全授業科目について「授業計画（シラバス）」を作成している。作成に当たっては、教務委員会で授業計画（シラバス）の記載事項を検討し、その記載要領を各教員に周知している。各教員は記載要領に沿ってシラバスを作成し、CD-ROMで学生に配

布すると共にホームページ（情報公開）上に一般公開している。

本学の各学年の履修登録単位数の上限は予復習時間と内容理解の限度を鑑みて48単位としており、学則の細則である工学部履修規則第4条に定めている。ただし、卒業要件の単位数に含まない授業科目は除いている。

大学院においても、大学院学則第2条に大学院の目的を定め、また同学則第6条第2項に人材養成の目的を定めている。これらの規定を踏まえて教育課程編成・実施の方針を明確に掲げており、学生便覧及びホームページ（情報公開）上に一般公開している。

#### 【自己評価】

- ・教育課程の編成方針は、明確に定められており、具体的な教育プログラムの編成にも反映されていると判断している。

### 2-2-②教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

#### 【事実の説明】

本学の教育目的は、前述のとおり、建学の精神及び教育理念に基づき人間味豊かな工学分野の産業人の育成を目指すところであり、「実学」を重んじた教育の推進にある。その目的に沿って、本学の教育課程は、共通教育科目と専門教育科目の2系統に分けて編成されている。それぞれの教育課程の編成及び教授方法の工夫・開発について具体的な取り組みを以下に述べる。

#### 1) 共通教育科目

共通教育科では、「人間味豊かな産業人の育成」を建学の精神として掲げている通り、工学専門分野の基礎知識と一般教養修得を目的とした(1)人文社会、(2)自然科学、(3)言語、(4)保健体育、(5)総合教育の5系統の教養教育を実施管理している。また、これらの科目を入学初年次から4年次までバランス良く配置することで、専門教育科目を学ぶ上で必要な基礎学力向上や、本学の教育理念の特徴の一つである「全人教育」或いは「高い人間力」を培う教育に取り組んでいる。

##### ①リメディアル教育

多様な学習履歴の入学生に対応すべく、工業技術者として必須の「物理学」と「英語」に関しては入学直後に実施するプレースメントテストにより、学生の理解度や学生の多様な学習履歴の違いを考慮してクラス分けを行い、個々の学生の特性に応じた丁寧な教育指導を行っている。それにより全ての学生が高度な専門教育に円滑に移行できるよう配慮している。

##### ②導入教育と就業力基礎

学校から社会への円滑な移行を見据えて、大学入学当初より卒業後の進路の明確化を促し、大学での学習に目的意識を持って臨めるよう「就業力基礎」を1年次に必修科目として配置している。科目担当者は、学外の経験豊かな民間企業の関係者をお願いし、就職に際して必要な心構えや知識などを1年次から準備させることを目標としている。

### ③総合教育

- ・「社会貢献を通じて人間性を育む」ボランティア活動について、「自主活動Ⅰ」（40時間以上2単位）、「自主活動Ⅱ」（20時間以上1単位）として単位認定を行っている。
- ・在学中に自主的に取得した資格について、上述のボランティア活動と同様に各学科で定められた基準（取得した資格と認定科目及び単位数）に従って単位認定を行っている。（資料：各学科の自主活動の単位認定基準）
- ・社会人としての予備教育ともなる就業体験活動について、「インターンシップⅠ」（10日間以上2単位）、「インターンシップⅡ」（5～9日間1単位）として単位認定を行っている。

## 2) 専門教育科目

### 全学科に共通して

- ・「フレッシュマンセミナー」では、新入生を対象に大学における勉学の方法や本学科の教育・研究内容を紹介し、教員および研究室について知る機会を早期に与えている。本セミナーを通して4年間の勉学の動機づけと勉学への目的意識を持たせ、卒業後の将来設計について考える機会を与えている。また、本セミナーは学生と教員及び学生相互間のコミュニケーションを活性化する役割も果たしている。
- ・他学科連携科目では、他学科の専門教育科目受講の機会を与えている。本学では、工学の幅広い知識修得、就職に結びつく企業と連携したオーダーメイド教育（注文式教育）を目指しており、当該学科と異なった工学全般にわたる専門分野の科目（一部）を受講できる機会を与えている。
- ・全学科とも、3年次前期に「就業指導Ⅰ」、後期に「就業指導Ⅱ」を開講し、主に学生がスムーズに社会に出て行くことができるように実社会の現状の説明、社会に出て働かなければならないことの意義付けや実際の就職活動の手助けとなる説明等を行っている。
- ・大学が養成する人材を受け入れる社会組織（企業等）との間で、大学が育成すべき人材像等について情報交換をすることが必要である。そこで、本学では「一般財団法人

日本自動車研究所(JARI)」との学術交流協定と「ダイハツ九州株式会社」との産学交流の確認書を締結し、研究者の交流、学生のインターンシップや学術情報及び資料の交換等を行うことができるようにしている。

- ・久留米地区内にある5つの高等教育機関が単位互換協定を結び、相互に学生を受け入れ、当該機関の授業を履修させることができるシステムがあり、本学も毎年度数名の学生が他大学の授業を受け、また、他大学学生が本学開講の授業を受けている。この単位互換協定に基づく授業の履修については、本学の授業科目を履修した場合と同様に卒業要件に含む単位として認定している。

#### 【機械システム工学科】

機械システム工学科は、本学が掲げる学位授与の方針(ディプロマポリシー)に基づき機械工学の基礎に重点を置いた教育の実践と同時に、IT技術・環境技術を駆使したメカニカルデザインやロボティクス、メカトロニクスなどの最先端技術にも対応できる機械エンジニアの育成を目指している。その到達目標は、人間としての倫理観や教養と確固とした機械工学の基礎から応用にいたる専門知識を持ち、それらの知識を基に多種多様な問題に柔軟に対応・対処できる技術者の育成にある。これを達成するためロボティクスコース、機械デザインコース及び環境エンジニアリングコースの3コースを設置し、最新設備を使った実験・実習やCAM/CADによる設計・製作など、ものづくりを重視した教育課程を編成している。

- ・機械工学を学ぶ上で数学や物理の基礎知識は必要不可欠なものである。しかし、高校での数学や物理の履修状況によっては入学生の基礎知識の理解に大きなバラツキが見られる。本学科では、「工学基礎セミナー」「工学セミナー」をそれぞれ1年次前・後期に開講し、全学科教員が分担して少人数と進度別のクラス分けを行い学生の理解度に応じた個別指導に近い教育を行っている。
- ・機械工学を学ぶ上で力学系の科目を重点的に配置している。基礎力学Ⅰ及び演習、基礎力学Ⅱ及び演習を力学系基本科目と位置づけ、学生の理解度に応じたクラス分けによる丁寧な教育指導を行っている。また基礎力学Ⅰ及び演習が合格できなければその上位科目である基礎力学Ⅱ及び演習を履修させず基礎力学Ⅰ及び演習を再履修科目として同じ時間帯に開講するといった積み上げ式教育を実施している。
- ・材料力学、熱力学、流れ学の科目を機械工学におけるコア科目として位置づけている。これらの科目については、学生の理解度を深めさせるため「材料力学Ⅰ及び演習」「熱力学Ⅰ及び演習」「流れ学及び演習」として講義中に演習も同時に行うといった工夫をしている。
- ・本学科では、先に述べた教育目標達成のためにロボティクスコース、機械デザインコ

ースおよび環境エンジニアリングコースの3コースを開設している。各コースに分かれて専門的な学習をする前の1年次後期にコースの内容や教育方針などのガイダンスとコース体験授業を行う「機械システム演習」を配置し、各自の将来設計に応じたコース選択の機会を与えている。2年次以降、各コース教育プログラムに沿った履修が行えるようにシラバス科目系統図に明示している。

- ・共通専門教育では、機械工学の基本知識、即ちものづくりに必要な基本的な技術を修得するために各教育コースに共通して講義、演習、実習及び実技などの科目を1年次から4年次までバランス良く配置している。

#### 【交通機械工学科】

交通機械工学科は、本学が掲げる学位授与の方針（ディプロマポリシー）に基づき自動車の設計開発・製造及び整備技術に関して理論と実践の調和のとれた教育を行い、先進的な自動車技術にも対応できる知識と応用力のある技術者を育成することを目的としている。また、学生各自が希望進路に向けて効率良く専門技術習得ができるよう「自動車開発設計コース」及び「自動車エンジニアリングコース」の2コースを設置し、最新設備を使った実験・実習やCADによる設計・製図など、機械工学を基礎とした自動車技術を効率良く修得できるよう教育課程を編成している。

- ・工学を学ぶ上で数学の基礎知識は必要不可欠なものである。本学科では、「工業数学演習Ⅰ」「工業数学演習Ⅱ」をそれぞれ1年次前・後期に開講し、進度別のクラス分けを行い複数の教員が分担して学生の理解度に応じた教育を行っている。特に強化を要するクラスは5名程度の少人数クラスとし、個別指導に近い教育を行っている。
- ・共通専門教育では、機械工学及び自動車工学の基本知識を学ぶために必要な科目を各コース共通科目として開講し、講義、演習、実習及び実技などの科目を1年次から4年次までバランス良く配置している。
- ・特に自動車工学実習は、自動車整備の実践的知識及び技術の習得のため1～3年次まで通年開講し、本学科の主要科目として位置づけている。自動車技術者に必要な理論と実践をバランス良く修得できる教育を行っている。
- ・自動車設計技術者には機械工学に基づいた手描きの設計教育が必要であり、設計製図マルチメディア教育として1、2年次に「図学」「基礎製図」「機械製図」を配置し、手描き製図を重点的に教育している。当然、CAD教育にも力を入れており、2年次後期から「CAD基礎」を配置し、企業ごとに異なる様々なCADソフトに対応できる基礎技術の修得を十分にできるようカリキュラムを編成している。また、4年次前期では「交通機械設計演習」を配置し、自動車のエンジン設計をテーマに手描き製図

とCADを組合せた特色ある教育を実施している。

- ・自動車開発設計コースは、車両の開発・設計に携わる技術者の養成を目指し、基礎となる機械工学を中心にしつつ、実社会の自動車設計開発に必要な科目をバランス良く配置している。設計技術者に必須となる「材料力学Ⅱ」や、自動車デザイン開発に必要な「航空流体力学」、その他にも「自動車開発設計」や「交通機械設計演習」などといった設計開発に特化した科目を配置してコースの特徴的な科目としている。
- ・自動車エンジニアリングコースは、自動車の整備技術向上を目指し、自動車工学に特化した科目を配置している。「次世代自動車」「交通事故工学」「自動車保全計画」「自動車保全管理」など、常に進化しつづける自動車保全技術に対応可能な知識を身に付ける科目を設け、コースの主要科目としている。
- ・交通機械工学科では、自動車だけに限らず「のりもの」全般に関連した教育を目指している。自動車工学関連以外に「航空流体力学」「航空宇宙工学」「バイク・ダイナミックス」「交通先端技術（鉄道・自動車・船舶）」を配置し、学科教員だけでなく交通機械全般の分野で活躍されている学外の技術者を講師として招き、講義を行っている。

#### 【建築・設備工学科】

建築・設備工学科は、本学が掲げる学位授与の方針（ディプロマポリシー）に基づき建築の機能性、安全性、快適性、デザイン性について総合的な教育を行い、建築、建築設備、インテリアに関する高い専門的知識を持つ技術者を育成することを目的とする。これを達成するため建築デザインコースおよび設備デザインコースの2コースを設置し、最新設備を使った実験・実習やCAD/CAMによる設計・製作など、ものづくりを重視した教育課程を編成している。

- ・専門教育科目についてはシラバスの科目系統図で計画系、インテリア系、構造系、環境系、設備系と共通の各分野に分類して明示し、1年次から4年次まで無理なく履修できるように適切に配置している。
- ・「工学基礎セミナー」では、全学科教員が担当して少人数セミナーを行い、密度の高い対話や交流により、学生と教員相互の信頼感や親密感を培い、大学4年間の教育に大きく寄与することを目的に講義を行っている。テーマは工学系の教育に不可欠な基礎的数学に関する事項であるが、テーマを超えて、大学での学業や日常生活、就職や進学などについて、幅広く意見交換を行うことも指導内容として行っている。
- ・建築デザインコースは、建築物の機能性、安全性、住みやすさなどを、美しさやデザイン、伝統と習慣、エネルギー効率、環境問題、高齢化問題、都市計画、建築関連法規、色彩や照明、騒音、インテリアなど様々な面から学修し、各自の将来の職業に直

結した専門性の高い知識と技術の修得を目指している。また、コースの主要科目として「建築環境工学Ⅱ」「インテリア計画」「インテリアデザイン演習Ⅰ」「インテリアデザイン演習Ⅱ」「建築デザイン特別演習Ⅲ」「建築構造デザインⅠ」「建築構造デザインⅡ」を開講し、実務を想定した実践的な教育を行っている。

- ・設備デザインコースは、設備技術に関する実践的な教育を行っている。また、インテリアデザインにかかわる科目の講義や実験実習を通じて建築士やインテリアデザイナーに必要な知識及び技術を学修できるようにカリキュラムを編成している。コースの主要科目として「建築設備基礎工学」「給排水衛生デザイン演習」「空調デザイン演習」「建築設備CAD演習」を開講し、実務を想定したより実践的な教育を行っている。
- ・本学科は、二級・木造建築士及び一級建築士の資格取得を推奨しており、在学時にこれらの受験資格に必要な科目と単位数を資格ごとに明示した「建築士試験指定科目」の一覧表を学生便覧に掲載している。また3年次後期には、「キャリア・アップ」を開講し、建築士、管工事施工管理技士、インテリア設計士、インテリアプランナー等の資格取得を支援する体制を強化している。
- ・実社会で活躍している建築家やエンジニア、インテリアデザイナーを非常勤講師に迎えて、実践的な教育を行っている。

#### 【情報ネットワーク工学科】

情報ネットワーク工学科は、本学が掲げる学位授与の方針（ディプロマポリシー）に基づき情報技術の基礎知識を修得し、応用力を養う実習・演習を重視した教育を行い、情報システムの構築及び多様な分野への適用に関して実践力のある技術者を育成することを目的とする。これを達成するため2年次からコース分けを行い、コンピュータによる映像や画像等のコンテンツ制作技術者を育成する「ビジュアルコンテンツコース」、ネット社会の中核を担う情報技術者やハード・ソフト両面を理解した技術者を育成する「システムネットワークコース」に分かれて学生各自が目指す分野の専門知識を効率良く修得できるよう教育課程を編成している。

- ・共通専門教育では、情報工学の基礎知識と技術を修得すべく、数学関連科目やプログラミング関連科目を充実させている。各教育コースに分かれてからも「情報数学演習」などの基礎科目を必修科目とし、1年次から4年次まで情報工学の基礎をバランス良く学修できるようカリキュラムを編成している。
- ・「工学基礎セミナー」では、全学科教員が担当して少人数セミナーを開き、基礎的な読解力を得るために科学技術記事を用いて読み書き能力の向上を図っている。また情報工学に必要な数学力を養うため、少人数での数学演習を行っている。
- ・ビジュアルコンテンツコースでは、コンピュータグラフィックス（以下CG）を柱と

した各種ビジュアルコンテンツ制作技術に関する教育を行っている。2年次および3年次に「2次元コンピュータグラフィックス」「3次元コンピュータグラフィックスⅠ・Ⅱ」の科目を配置し、CGの基礎的知識・技法を教育している。また、コンピュータによる映像や画像（映画、ゲーム、CG、Webの画像）の設計開発にかかわる科目を通じ、芸術性豊かで創作力が光る画像制作技術者「ビジュアルコンテンツクリエイター」の資格取得をサポートしている。地域活動への参加も教育として取り入れており、学外で開催されるCGコンテストやコンペティションやゲームコンテストの参加、地域のイベントのための映像作品の作成なども行っている。

・システムネットワークコースでは、インターネットに代表されるコンピュータネットワークや組み込みシステムについて、基本的な事項から実践的な内容を実験・演習に取り入れたコース教育を実践している。特に、機器の制御やソフト開発の基礎となるプログラミング能力は、クラス別に授業を開講するなど、個人の理解度に応じた指導を行っている。さらに、ネットワークを構築する実験・演習を行うために、仮想ネットワークやバーチャルマシンを用いて、既設のLANネットワーク環境を使用せずに、別のネットワーク環境をバーチャルで用意して、実験を行えるように工夫している。また、産業界からの要望の{が}多い、ハード分野（回路）や組み込みシステムなどについても、基礎から応用まで実習を通じた教育を行っている。

・本学科は、高校教員免許の「工業」に加え「情報」を取得することができる。教員免許取得のための教員養成課程を編成している。

#### 【教育創造工学科】

教育創造工学科は、本学が掲げる学位授与の方針（ディプロマポリシー）に基づき工学の基礎知識の上に、理数科の教育に関してその興味や面白さを生徒に十分に伝えられる「豊かな創造力と応用力」を備えた教員を育成することを目的とする。これを達成するため数学コース、理科コース及び情報コースの3コースを設置し、いずれのコースも各専門分野に応じた実験・実習に重点を置いた教育を行い、幅広い工学の基礎知識の上に、生徒たちの理数科目に対する興味を引き出すことのできる実践力を備えた教員を養成するための教育課程を編成している。

・本学科では、専門教育科目についてシラバスの科目系統図で数学コース、理科コース、情報コースに分類して明示し、各教科の教員免許取得のために必要な科目の履修が1年次から4年次まで無理なく履修できるように適切に配置している。

・「工学基礎セミナー」では、全学科教員が担当して少人数によるセミナーを開き、各研究室で理科基礎実験や数学基礎作図・工作を行っている。理科や数学の基礎知識や楽しさ・面白さを学ぶだけでなく、教員免許取得を目指すための学習の動機付けを確実にし、勉学に対する意欲の増進を図っている。

- ・本学科では、数学コース、理科コース、情報コースの3コースを設置し、卒業時には「数学」と「理科」の中学校教諭一種免許及び高等学校教諭一種免許、「情報」の高等学校教諭一種免許が取得可能である。さらに、本学科では「理科と数学」「理科と情報」「数学と情報」など、2教科の教員免許の取得ができるよう教職課程を編成している。
- ・数学コースでは、数学の中学校教諭一種免許・高等学校教諭一種免許取得に必要な教職課程を編成している。また、コンピュータを用いた数学教材を作成するなどの実習を通して生徒に数学の楽しさを伝える技術を身につける実践的な教育を行っている。
- ・理科コースでは、理科の中学校教諭一種免許・高等学校教諭一種免許取得に必要な教職課程を編成している。また、生徒に理科の楽しさを伝える技術を修得する目的で、理科の各分野（物理学、化学、生物学、地学）の専門的内容を深く理解し、その面白さを自ら体験して身につけることに重点をおいた教育カリキュラムを実施している。さらに、理科教材を開発し、講義や実験、演習を行うことで、上記の目標が達成できる教育体制にしている。
- ・情報コースでは、情報の高等学校教諭一種免許取得に必要な教職課程を編成している。また、充実したコンピュータ設備を駆使して実習講義を強化し、コンピュータを活用する能力を無理なく身に付けられるカリキュラム編成にしている。技術的な要素だけでなく、コンピュータの社会的な側面も学習し、利用者の立場にたった教育もできるように幅広い分野の科目を開講している。

### 3) 大学院

大学院においては、専攻ごとに人材養成（教育研究）の目的を明確に定めている。（大学院学則第6条の2、ホームページ）

各専攻の人材養成の目的は、次のとおりとする。

#### 【エネルギーシステム工学専攻】

エネルギーシステム工学専攻は、エネルギー資源開発、エネルギー変換技術、新エネルギー、省エネルギー技術、建築環境工学、リサイクル技術における研究能力、またはエネルギー総合システム技術を有する高度専門技術者を育成することを目的とする。

本専攻は、種々のエネルギー問題の課題に対応しエネルギー工学を多面的かつ系統的に把握できる幅広い知識を持った技術者の育成を目標にしている。このため講義は熱・流体エネルギー工学、エネルギー機器システム工学、建築・環境システム工学の3分野について編成され、教授陣は企業経験者を含め幅広い分野の専門家で構成されている。

#### 【電子情報システム工学専攻】

電子情報システム工学専攻は、電子回路・知能制御工学、情報・計算機システム工学に関わる研究、開発、設計及び生産技術などに対応できる高度電子情報専門技術者を育成することを目的とする。

本専攻は、IT産業を支える人材を育成すべく、充実した教授陣と体系的な実践教育プログラムによる個別指導で実力養成をおこなっている。

#### 【自動車システム工学専攻】

自動車システム工学専攻は、先進自動車技術、電子制御技術等に関わる研究、開発、設計及び生産技術などに対応できる高度自動車専門技術者を育成することを目的とする。本専攻では機械工学、交通機械工学、自動車工学と電気・電子システム工学の学問体系を取り込んだ共通科目、自動車システム基礎科目、エンジン・ダイナミクス科目、開発・設計・生産工学科目、安全・環境工学科目の5分野に大別されるカリキュラムにより、専門分野を系統的に学修できるように編成している。

本専攻では、一級自動車整備士受験資格を取得できるコースも開設している。二級ガソリン自動車整備士及び二級ジーゼル自動車整備士の両資格を有するか両資格を取得見込みの者で、大学院入学後に開講される講義・実習の内、国土交通省の指定する学科科目28単位、実験・実習科目39単位の合計67単位を2年間で履修することにより、実技免除の受験資格が与えられる。

#### 【自己評価】

- ・各教育課程は、教育プログラムの教育目標の達成を目指して体系的に編成されていると判断している。
- ・各学科の専門教育を特色あるものにし、より専門性を特化させるために教育コース制を実施している。学科によっては、教育コース制によりその効果が少しずつ表れていると判断している。
- ・リメディアル教育、導入教育、就業力育成や資格取得支援等により、学習支援が大学全体で行われている。

#### (3) 2-2の改善・向上方策（将来計画）

- ・産業界の技術革新は日々進んでおり、工学教育もこれに歩調を合わせて改革して行かなければならない。今後も産業界の動向を見据えながら各学科の専門科目の見直し、新規科目の開講等のカリキュラム改善を図りながら学科専門教育の充実を進める。

- ・工学教育においては、基礎となる知識を確実に修得させることが不可欠である。各学科において、専門教育科目に基礎となるコア科目を設け、ある一定の教育レベルに達していない者に対して特別な再教育を行うシステムを構築する予定である。
- ・入学生にとって工学実務に結びつく教育は魅力あるものと考えている。現状でもその取組みを進めているが、さらに資格取得等を目的とした科目を充実させ、学生の就職活動に有利となるような教育を目指す。
- ・素養の高い学生や学習意欲の強い学生に対して、高いレベルでの工学教育を行うことも必要と考えている。ある一定の教育レベルに達している者に対して特別なゼミ教育を行い、大学院への進学、高度技術者を求める企業への就職を目標に教育プログラムの構築を進める。
- ・入学者の学習履歴の多様化による学習不足や理解力の格差への対応を図るため数学、物理学、英語の教科についてリメディアル教育を実施している。それらは入学者に一定の効果をあげているが、十分とはいえない。今後も共通教育科目の改善を図り、リメディアル教育を充実させる必要があると考えている。

## 2-3 学修及び授業の支援

### 《2-3の視点》

#### 2-3-①教員と職員の協働並びに TA (Teaching Assistant) 等の活用による学修支援及び授業支援の充実

##### (1) 2-3の自己判定

基準項目 2-3 を満たしている。

##### (2) 2-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

（必要に応じて学部・研究科ごとに記述）

##### 1) 学修支援及び授業支援の状況

学修支援及び授業支援に関しては、学科を基本組織として教務委員会、ラーニングコモンス専門委員会及び学生サービス課で全体的な調整を図りながら、以下の具体的な対策を取っている。

本学では、履修登録を4月の年次始めに行っている。その指導を行うクラス担任に対して事前に履修指導説明会を開いている。説明会では、履修登録の資料、学生サポートの手引きなどを配布し、学生の履修登録における注意事項の説明を行っている。その後で各学科・学年別にオリエンテーションを実施し、履修指導上の注意やコースの特色を

説明するなど履修登録が円滑に行えるようにしている。実施に当たっては、クラス担任と学生サービス課職員が担当し、履修登録に関する質問の対応、学生の学修状況に応じた指導などきめ細かく行っている。また、修学上問題のある学生については、クラス担任が個別に面談し、適切な指導を行っている。新生生に対しては、大学生活のスタートを円滑にし、学科内の親睦を図るため、学外研修を4月末までに実施している。

学生の自学自習を推進する場として、平成21年4月に学習支援センターを開設した。平成25年度より学習支援センターをラーニングcommonsと名称変更し、継続して学習支援を行っている。現在は、ラーニングcommons専門委員会が中心となって学習支援に関する運営を行っている。表2-3-1は、平成21年度からの学習支援センター及びラーニングcommons利用状況を示したものである。

表2-3-1 学習支援センター及びラーニングcommons利用状況

年度	H21	H22	H23	H24	H25	計
利用者数	736	569	1,268	1,637		4,210

H25は年度末調査のためデータなし

1) オフィスアワー

平成15年4月からオフィスアワーを制度化し、各教員の研究室で週一回1コマ(90分)のオフィスアワーを設け学生からの質問や相談に応じている。また、オフィスアワー以外の時間も各教員は積極的に相談に応じている。学生に対しては、各研究室に対応時間を掲示している。表2-3-2は、過去5年間のオフィスアワー利用状況を示したものである。

表2-3-2 オフィスアワー利用状況

年度	H20	H21	H22	H23	H24	H25	計
利用者数	703	1,585	732	1,258	1,637		5,915

※H25は年度末調査のためデータなし

2) TA (Teaching Assistant) 等の活用

TAについては、大学院生の教育指導に関する実習の機会として大学院の各専攻で運用がなされている。大学院の院生は学部学生に対して、教材作成、授業補

助、実技等の補助を行っている。特に学部のリメディアル教育の演習を伴う科目で、また実験・実習等の科目で積極的にTAを活用している。表2-3-3は、過去5年間のTAの採用者数と延べコマ数（1コマ（90分））を示したものである。

表2-3-3 TAの採用者数と延べコマ数

学 科	項 目	H20	H21	H22	H23	H24	H25	計
エネルギーシステム工学専攻	TAの採用者数	2	2	1	1	1		7
	TAの延べコマ数	76	252	37	174	175		714
電子情報システム工学専攻	TAの採用者数	3	8	7	5	3		26
	TAの延べコマ数	98	320	710	665	317		2,110
自動車システム工学専攻	TAの採用者数	0	4	11	13	10		38
	TAの延べコマ数	0	508	1,738	1,941	1,640		5,827

### 3) 出席不良学生への対応

本学では、担当科目の出欠状況を講義終了後3日以内に各教員が学務システムを通して報告することを徹底している。クラス担任は、学務システムを活用しながら出席状況の悪い学生を把握し、指導に当たっている。

これと並行して、出席率50%以下の学生を前期4回、後期2回の合計6回、学生サービス課で一斉に調査し、保護者への連絡と学生の呼び出しを行っている。クラス担任は、呼び出しを受けた学生に対し面談と指導を行っている。

特に4年次の学生に対しては、学科会議等で出席状況の悪い学生の情報交換を行い、必要に応じて卒業研究指導教員が学生面談と指導を行っている。

### 4) 留年者への対応

過去5年間の留年生の推移は、表2-3-4の通りである。

留年生は、卒業単位不足で4年次に留まるため、適切な履修計画を立てさせ指導を行っている。また、本学は Semester制を導入しているため、留年生が早期に卒業できるように9月卒業を制度化している。留年生によっては、卒業までの単位数が48単位を超える場合も有り、各学科の会議で卒業までの履修計画が適切であると判断される場合に限り履修制限を超えて履修を認める措置も取っている。

表2-3-4 留年生の推移

学 科	H20	H21	H22	H23	H24	H25	計
機械システム工学科	6	6	3	2	2	3	22
交通機械工学科	5	5	7	8	10	4	39
建築・設備工学科	5	4	10	9	1	3	32
情報ネットワーク工学科	8	2	3	2	4	1	20
環境共生工学科	0	3	2	1	1	1	8
教育創造工学科	0	0	0	1	0	0	1
計	24	20	25	23	18	12	122

5) 休学者への対応

年度ごとの理由別の休学者数と各学科の休学者数は、表2-3-5と表2-3-6の通りである。

休学者の対応は、本学学生サポートの手引きに示されている。(資料：学生サポートの手引き)

心身の問題を抱える学生に対しては、入学前、若しくは入学直後など出来るだけ早い時期に把握し、学生サービス課、クラス担任、学生相談室カウンセラー、医務室と連携しながら対応している。また保護者と連絡を取り必要に応じて三者面談を行うなどの相談に応じている。

休学者に関しては、クラス担任を中心に学生と保護者に連絡を取りつつ、復学に向けてサポートを行っている。

表2-3-5 理由別の休学者数

平成25年8月26日現在

休学者の理由	H20	H21	H22	H23	H24	H25	計
一身上の都合(家庭の事情)	1	1	1	2			5
経済的理由	4	3	1		3		11
成績不振							0
学科内容と志望内容の相違							0
勉学の意欲がない		2	3		1		6
大学生活に適用できない		1					1
病気・事故	1	1		2		3	7
その他	3	3	2	2	1	2	13
計	9	11	7	6	5	5	43

表2-3-6 各学科の休学者数

学 科	H20	H21	H22	H23	H24	H25	計
機械システム工学科	0	2	0	1	1	2	6
交通機械工学科	4	4	1	1	2	1	13
建築・設備工学科	0	2	2	2	1	1	8
情報ネットワーク工学科	3	3	3	2	0	2	13
環境共生工学科	2	0	1	0	1	0	4
教育創造工学科	0	0	0	0	0	0	0
休学者数	9	11	7	6	5	6	44

※H25は年度途中のため(H25.10.10現在)

#### 6) 退学者への対応

年度ごとの理由別の中途退学者数と各学科の中途退学者数及び退学率は表2-3-7及び表2-3-8の通りである。

退学の理由で「学科内容と志望内容の相違」が最も多い。これについては、各学科と教務委員会が協力して、毎年、少しずつではあるが各学科のカリキュラムを見直し、学生に満足できる教育を提供できるように改善を図っている。

平成25年度から学生サポートの手引きを全教員に配布し、退学者を減らすための対策を取っている。(資料：学生サポートの手引き)

また、学生の就学状況を把握することで退学を未然に防ぐ目的で、年次始めのガイダンス(履修登録)などを利用して担任教員が全学生の個別面談を実施している。

平成25年から学生カルテの運用を開始し、教員が学生の情報を共有できるようにしている。

学生が学校法人内の高校を卒業している場合には、高校3年時のクラス担任と連絡を取り、就学状況に問題がある学生の指導を協同で行っている。

表2-3-7 理由別の中途退学者数

平成25年8月26日現在

退学者の理由	H20	H21	H22	H23	H24	H25	計
一身上の都合(家庭の事情)	6	4	4	9	10	2	35
経済的理由	4	6	5	2	7	6	30
成績不振	3	1		1	1	1	7
学科内容と志望内容の相違	8	9	17	9	13	1	57
勉学の意欲がない	1	3		8	5	4	21
大学生活に適用できない	1	2			1	4	8
病気・事故	1						1
授業料未納	11	7	14	12	11		55
死亡	1	1	1	1	1		5
その他		1	5	1			7
計	36	34	46	43	49	18	226

(除籍1含む)

表2-3-8 各学科の中途退学者数及び退学率

学 科	H20	H21	H22	H23	H24	H25	計
機械システム工学科	6	3	4	4	11	4	32
交通機械工学科	13	19	13	17	17	4	83
建築・設備工学科	7	1	11	14	6	4	43
情報ネットワーク工学科	7	5	8	6	12	7	45
環境共生工学科	3	2	3	1	0	0	9
教育創造工学科	0	4	7	1	3	5	20
退学者数	36	34	46	43	49	24	232
在籍数	1,065	965	959	977	979	1,011	5,956
退学率	0.03	0.04	0.05	0.04	0.05	0.02	

※H25は10月10日現在

7) 外国人留学生に対する学修支援

外国人留学生に対する学修支援については、久留米市内の日本語学校と連携し、日本語が学べるようにしている。(資料:協定書(久留米ゼミナール))本学の外国人留学生数は、毎年3名程度であり、大半が海外の国際交流協定を締結した大学の出身者である。本学は、協定を締結した大学が行う日本語教育を終えた留学生を3年次に編入学させている。また各学科で留学生担当教員を置き、留学生への細やかな学修支援も行っている。

8) 学修支援及び授業支援に対する学生の意見等を汲み上げる仕組み

各学科において担任制度を取り入れ、少人数教育と個別指導に努めきめ細かい

指導を心掛ける中で、平素学生の意見を汲み上げている。

平成6年度から学生の授業評価アンケートを実施しており、各教員にアンケート結果をフィードバックしている。アンケート結果に対する教員のフィードバックシートには、アンケート結果に対する各教員の今後の改善点の回答が求められ、授業の改善に活かされている。また、授業評価アンケートには自由記述欄を設けており、学修及び授業支援に対する学生の意見を把握する仕組みのひとつになっている。

#### 【自己評価】

- ・学生の教育指導については教員と事務職員が協働で行っており、学生の教務に関する諸問題も適切に対応している。
- ・大学院生をTAとして活用し、学部生の学修支援を行っている。

#### (3) 2-3の改善・向上方策（将来計画）

- ・ラーニングコモンズでは、教員が分担して学生の学習支援を行っているが、学生の利用時間帯に教員が分担して常駐するのは困難であり、TA（Teaching Assistant）やSA（Student Assistant）を補助的に常駐させるなどの改善が必要である。特に、学部上級生が学習支援を行うことを目的としたSAを活用することにより、より学生に近い立場から問題解説ができ、教育効果の向上が期待できる。本学としてもSAの活用を検討し、学習支援体制の充実を図る必要がある。また、学習支援センターの利用者数は年々増加している。現在は、図書館にラーニングコモンズを開設しているが、2年後には、新棟にラーニングコモンズを移転し、設備面での充実も図る予定である。それ以外にも学生が施設を利用し易い環境づくり、学習支援体制の整備を継続的に行う必要がある。
- ・科目担当教員のオフィスアワーについては、学生の利用者数は年度により変動があるが、全般的には増加傾向にある。より学生の利用を増やすためには授業の最初に受講生に通知すると共に学務システムに利用時間を掲示すなどの改善が必要である。
- ・本学の退学率は約5 [%]と他の私立大学に比べて低い値であるが、退学の理由で最も多いのが「学科内容と志望内容の相違」である。各学科の教育内容の充実を図り、学生が満足できる教育サービスを提供できるよう継続的な改善が必要である。

## 2-4 単位認定、卒業・修了認定等

### 《2-4 の視点》

#### 2-4-① 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

##### (1) 2-4 の自己判定

基準項目 2-4 を満たしている。

##### (2) 2-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

（必要に応じて学部・研究科ごとに記述）

#### 1) 学士課程

##### ① 単位の認定、学修達成度の基準と評価

単位認定は、工学部履修規則に基づき適切に実施している。授業科目の評価は、定期試験・追試験又は再試験の成績を主とし、平常の学習状況、レポートや小テストの成績を加味して授業科目担当者が評価している。各授業の成績評定の方法は、シラバスに明示されている。定期試験・追試験又は再試験については、学期末に期間を定めて実施している。

成績評定は、表 2-4-1 に示す通り、優、良、可、認定を合格とし、所定の単位を与えている。

表 2-4-1 学修達成度の判定基準

評語	点数	単位認定	左に対する学修達成度の判定基準
優	80点~100点	合格	授業科目の内容をよく理解しており、試験において優れた成績(達成レベル)を示したので、合格に値する。
良	70点~79点		授業科目の内容を標準的なレベルで理解しており、試験において妥当と認められる成績(達成レベル)を示したので、合格に値する。
可	60点~69点		授業科目の内容は理解でき、試験において合格と認められる最低限度の成績(達成レベル)を示したので、合格に値する。
認定	-		留学や他大学などで修得した科目を本学の単位として認めたもの(編入学認定単位、久留米市単位互換制度等)
不可	不可	不合格	試験において合格と認められる「可」に達する最低限度の成績(達成レベル)に達していない。

## ②進級

本学の各学科では、進級制度を設けていない。

## ③卒業要件と卒業認定

学習成果の評価は、学修到達度の判定基準により適切に評価され、適切な成績評定を行うことができる。その結果、各学科が定める学位授与の方針に沿った学習成果を修めた者は、卒業が認定され、学位が授与される。また、学生の卒業、学位の授与の審査は、学部教授会で審議され、適切に処理されている。

卒業の要件は、本学学則第18条に本学を卒業するためには、学年は4年以上在学し、124単位以上を修得しなければならないと規定している。これに基づき各学科の卒業に必要な単位数は、本学履修規定に定めており、学生便覧に履修規定を掲載して学生に周知を図っている。(資料：学生便覧)

卒業の認定及び学位の授与は、本学学則第19条に定めており、入学の区分により所定の単位を修得して卒業の要件を備えたものに対して、教務委員会の判定会議、学科長会の判定会議、学部教授会の審議を経て、学長が卒業を認定し、学位規定に定める学士の学位を授与する。

## ④編入学生の単位認定

本学に編入学した者の既修得単位の認定にあたっては、前在籍大学、短期大学、高等専門学校及び文部科学省が認める専修学校等の成績評価票に基づき、本学の教育課程との整合性を教務委員会で審査した上で、76単位を上限として認定している。(資料、本学編入学規程、本学編入学の単位認定に関する細則)

また、外国の大学等出身者についても同様に、本学の教育課程との整合性を学科及び教務委員会で審査した上で、教授会の議を経て認定している。単位の認定は、科目別認定と一括認定があり、認定した単位の成績証明書における評価は「認定」である。

## ⑤他の大学又は短期大学における授業科目の履修に関わる単位認定

他の大学又は短期大学における授業科目の履修に関わる単位認定は、本学学則第14条の2に基づき60単位を超えない範囲で本学における授業科目により修得したものとみなし教務委員会で審査を行い、教授会の議を経て認定している。認定した単位の成績証明書における評価は「認定」である。

## ⑥大学以外の教育施設等における学修の単位認定

大学以外の教育施設等における学修の単位認定は、本学学則第14条の3に基づき前述の他の大学又は短期大学における授業科目の履修に関わる単位と合わせて60単位を超えない範囲で本学における授業科目により修得したものとみなし教務委員

会で審査を行い、教授会の議を経て認定している。認定した単位の成績証明書における評価は「認定」である。

#### ⑦入学前の既修得単位の認定

他の大学又は短期大学における授業科目の履修に関わる単位認定は、本学学則第14条の3に基づき、前述の他の大学又は短期大学における授業科目の履修に関わる単位及び大学以外の教育施設等における学修の単位と合わせて60単位を超えない範囲で本学における授業科目により修得したものとみなし、教務委員会で審査を行った後に教授会の議を経て認定している。認定した単位の成績証明書における評価は「認定」である。

#### ⑧科目等履修生

科目等履修生の受入れは、学則に定めるほか「科目等履修生規程」(資料)を定め、選考の上、教授会の議を経て学長が入学を許可している。入学資格は、学則23条に定める本学に入学できる者である。科目等履修生は履修した科目について、願い出により試験を受けることができる。この場合、本人の請求により単位修得証明書を発行している。

#### ⑨研究生

研究生の受入れは、学則に定めるほか「研究生規程」を定め、本学の卒業者、他の大学の卒業者、及びこれに準ずる者について、選考の上、教授会の議を経て学長が入学を許可している。研究生は、在学期間の終了時に研究報告書を提出しなければならない。また、相当の業績をおさめたと認められるときは、願い出により研究証明書を発行している。

#### ⑩履修証明書が交付できる特別の課程

学校教育法第105条に規定する履修証明書を交付できる特別の課程は編成していない。

#### ⑪GPA制度

本学ではGPA制度の導入を行っていない。

#### ⑫シラバス

シラバスは、授業の概要、到達目標、授業計画、履修上の注意、準備学習の内容、成績評価方法を明示している。またシラバスをCD-ROMで全学生に配布すると共にホームページ(情報公開)上にも一般公開している。

## 2) 大学院

### ①修了要件と修了認定

本学の定める学位授与の方針に基づき、工学研究科修士課程の修了要件は、本学大学院学則14条に定めている。この規程に従って修士課程の修了要件は、研究科に2年以上在学し、30単位以上修得し、かつ、必要な研究指導を受け、修士論文又は課題研究等の審査及び最終試験に合格しなければならないとしている。修了要件を備え、かつ、最終試験を合格したものに対して、研究科運営委員会の判定会議、研究科委員会の審議を経て、学長が修了を認定し、学位規定に定める修士(工学)の学位を授与する。

### ②学位論文の作成、提出

各専攻に共通して院生は、所定の授業科目を30単位以上修得した者又は見込の者は、修士論文を提出することができる。

### ③学位論文の審査と最終試験

各専攻に共通して院生は期限までに修士論文又は特別報告書を提出した後に、修士論文報告審査会に出席し、論文又は報告書の概要を説明し、選考の指導教員による審査及び試験に合格しなければならない。

### ④研究生及び科目等履修生

研究生及び科目等履修生の受入れは、学則第44条、学則第45条を準用している。本学大学院の修了者、他の大学院の修了者、及びこれに準ずる者について、選考の上、研究科委員会の議を経て学長が入学を許可している。

### 【自己評価】

- ・工学部履修規則に定める学習の評価に基づき各教員が適切に評価し、単位の認定が行われている。本学の定める学位授与の方針に基づき学習成果を修め、卒業要件を満たした者については、教授会で審議し卒業の認定が適正に行われている。
- ・大学院履修規則に基づき単位の認定、学位論文の審査が適正に行われている。本学の定める学位授与の方針に基づき修了の認定が適正に行われている。

## (3) 2-4の改善・向上方策(将来計画)

### 1) 学士課程

- ・単位認定、卒業・修了認定については、直ちに改善・向上方策をとる必要があると判断していないが、今後も随時点検を行うと共に必要に応じて改善を図っていく。
- ・学生が学修成果を確認し、4年間で卒業するためには進級基準が必要と判断している。来年度の入学生から進級基準を設ける。
- ・GPAについては来年度から導入予定であり、導入後、GPAを学生の指導に役立てる方策を検討しなければならない。
- ・シラバスについては、毎年、教務委員会で記載内容について点検と改善を行っている。教員向けにシラバスの記述に関する要綱を作成予定である。

## 2) 大学院

- ・現状では、直ちに改善・向上方策をとる必要があるとは判断していないが、今後も随時点検を行うと共に必要に応じて改善を図っていく。

### 2-5. キャリアガイダンス

#### 《2-5 の視点》

#### 2-5-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

##### (1) 2-5 の自己判定

基準項目 2-5 を満たしている。

##### (2) 2-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 2-5-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

##### 【事実の説明】

- ・1年次の「フレッシュマンセミナー」において、平成26年度より自己の特性と目標、大学卒業後のキャリア像、在学中の取り組み等を登録する「キャリアポートフォリオ」を作成させ、今以上にキャリア形成に対する学生自らの意識付けを指導している。

【資料 2-5-1】・・・本項よりも前の項目の資料待ち状態

- ・教育課程内外の活動を「修学ポートフォリオ」、「自己評価レポート」を中心とする「KITポートフォリオシステム」に登録させることにより、各週・学期・学年ごとに振り返り、「気づき→努力→自信→意欲」を引き出す仕組みを構築しており、修学や進路を考える際の自己の分析や診断に活用させている。

【資料 2-5-1】・・・本項よりも前の項目の資料待ち状態

ポートフォリオが導入されたとのことであるが、その詳細が不明なため検討不可

- ・教学組織の「進路担当教員」と事務組織の「キャリアサ・ポートセンター」が緊密に連携し、教職員一体となった就職・進学に対する相談・助言を行っている。

【資料 2-5-2】・・・本項よりも前の項目の資料待ち状態

- ・教育課程内では、各学年にキャリア教育に関係する科目を配当している。1年次には必修科目及び選択科目として、1年次前期にそれぞれ「就業力基礎」及び「就業のための文章表現技術」を開講し、各自の将来設計や自己実現について深く考えをレポートにまとめている。1年次後期には必修科目として「工学セミナー」等があり、これまでの履修科目を確認したうえで、自らの専門領域を決め、2年次以降の履修計画と学習計画を立案している。なお、本学における交通機械工学科及び教育創造工学科では、学科の特異性より、それぞれの基礎となる専門教育の習熟のための教科、例えば、基礎数学等を開講し、就業のための基礎力の拡充に努めている。また、3年次前期と後期に、それぞれ「就業指導Ⅰ」及び「就業指導Ⅱ」を開講し、模擬面接やグループ討議などの実践的なプログラムに取り組んでいる。

【資料 2-5-3】・・・本項よりも前の項目の資料待ち状態

- ・必修科目として、1年次に「就業力基礎」、3年次に「就業力実践演習」を開講すると共に選択科目として、2年次に「就業力育成セミナー」、3年次に「就業指導Ⅰ」、「就業指導Ⅱ」及び「就業のための社会と経済の理解」を開講し、社会における技術者の役割や、技術者としての倫理など、社会で求められている技術者としての能力を意識し、身につけられるようにしている。

【資料 2-5-3】・・・本項よりも前の項目の資料待ち状態

- ・教育課程外では、「キャリアサ・ポートセンター」に「キャリア・カウンセラー」を配置し、就職・進学に対する相談・助言に当たっている。
- ・「キャリアサ・ポートセンター」及び「地域連携推進室」では、進路開拓、「人材開発セミナー」の実施、合同会社説明会の実施、「就職支援プログラム」の運営、「インターンシップ・プロジェクト」の運営など、キャリア教育全体に関する支援を行っている。

【資料 2-5-2】・・・本項よりも前の項目の資料待ち状態

- ・「教育支援機構」の「自己開発センター」では、資格取得支援を通して、学生諸君のキャリア形成をサポートしている。

【資料 2-5-4】・・・本項よりも前の項目の資料待ち状態

- ・企業との連携のもとで企業内での就業体験を行う「インターンシップ」の機会を提供し、実務経験を通じたキャリア形成の重要性に対する意識の醸成に努めている。就業力育成に関する上記諸事項が学生に浸透している成果の裏付けとして、別紙資料のインターンシップの実績図に示すように、インターンシップ制度の構築後、年度毎に参加学生数が増加している。

【資料 2-5-5】・・・本項よりも前の項目の資料待ち状態

【資料 2-5-6】 添付図 2. 5. 6-1 及び 2

【エビデンス集・資料編】

【資料 2-5-1】 ホームページ <http://www.kurume-it.ac.jp/>

(教育⇒ KIT の特色ある教育⇒ポートフォリオシステム)

【資料- 】と同じ 本項よりも前のセクションで作製される資料待ち

【資料 2-5-2】           【資料- 】と同じ 本項よりも前のセクションで作製される資料  
待ち

【資料 2-5-3】           【資料- 】と同じ 本項よりも前のセクションで作製される資料  
待ち

【資料 2-5-4】           【資料- 】と同じ 本項よりも前のセクションで作製される資料  
待ち

【資料 2-5-5】 2012 入学案内 [大学ガイド] i 62～63 ページ

【.....資料- 】と同じ 本項よりも前のセクションで作製される資料  
待ち

【資料 2-5-6】 K I T インターンシップ実績

【自己評価】

\*- 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制が整備されていると判断している。

(3) 2-5 の改善・向上方策 (将来計画) . . . . 修正中 (現在 金沢工大の文面近似)

- ・進路指導からキャリア教育に発展させ、更なる充実を図るために、就業力育成支援対策として「卒業生評価や企業の人材育成体制を把握しキャリア教育の改善を実施する仕組みの構築」、「社会的・職業的自立に関する指導 (キャリアガイダンス) に関する科目群の改善と体系化」、「就業力育成・評価システムの導入と学生のキャリア意欲を向上させるポートフォリオシステムの構築」を着実に推進していく。

## 2-6 教育目的の達成状況の評価とフィードバック

### 《2-6 の視点》

#### 2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

#### 2-6-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

##### (1) 2-6 の自己判定

基準項目 2-6 を満たしている。

##### (2) 2-6 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

##### 【事実の説明】

本学は、高等学校教育の基礎のうえに学術の中心として広く知識を授けるとともに、深く工業に関する専門の学術を教授、研究し、教養ある社会人を育成することを教育の目的としている。その教育理念・目的に基づき、各学科ごとに次のとおりその教育研究上の目的を定めている。機械システム工学科は、機械工学及びIT（情報技術）に関する基礎知識の修得のための実験・実習・演習に重点を置いた実践的な教育を行い、モノづくりに必要な応用力のある技術者を育成することを目的とする。交通機械工学科は、自動車の設計開発・製造及び整備技術に関して理論と実践の調和のとれた教育を行い、先進的な自動車技術にも対応できる知識と応用力のある技術者を育成することを目的とする。建築・設備工学科は、建築の機能性、安全性、快適性、デザイン性について総合的な教育を行い、建築、建築設備、インテリアに関する高い専門的知識を持つ技術者を育成することを目的とする。情報ネットワーク工学科は、情報技術の基礎知識を修得し、応用力を養う実習・演習を重視した教育を行い、情報システムの構築及び多様な分野への適用に関して実践力のある技術者を育成することを目的とする。教育創造工学科は、工学の基礎知識の上に、理科、数学、情報の専門分野に応じて実験・演習に重点を置いた教育を行い、理数科の教育に関して興味や面白さが伝えられる実践力のある教員を育成することを目的とする。

上記目的が達成されたか否かの点検・評価については、学生の将来性を見据え、総合的な観点から行うことが妥当であると考える。

・就職状況については、進学者及び公務員志望、自営業など、自力開拓者を除く就職率が平成20（2008）年度97.7%（同年九州平均91.8%）、平成21（2009）年度93.1%（九州平均88.9%）、平成22（2010）年度92.1%（九州平均88.2%）と、リーマンショック以来、特に地方が低迷に喘ぐ就職状況下において9割を超す高水準で推移していることを鑑みると、本学の地道な努力が実を結び、地域社会から必要とされる多くの卒業生を送り出している何よりの証左と言える。

##### 【エビデンス集・データ編】

就職の状況(過去三年間)：

卒業後の進路先の状況(前年度実績)：

資格取得状況等

#### 【自己評価】

本学は、担任やゼミ担当教員、教科担当教員が頻繁に連絡を取り合っており、個々の学生との繋がりが密接であり、「面倒見のよい大学」の好例であると云えよう。学生の就職率の高さ、資格取得への姿勢など総合的な観点から、上記の教育目標が達成できているものと判断している。

### 2-6-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

#### 【事実の説明】

##### ① 授業評価アンケートの実施

- ・学生による授業評価アンケートは、平成6年から継続実施中であり、結果は授業担当者へフィードバックしてきていた。しかし、その具体的内容については概ね非公開であって、それまでの評価結果の活用は授業担当者自身の改善努力に委ねられていた。平成23年度には、教職員の声を反映させた新・評価項目により授業評価アンケートを刷新するとともに、上記の問題点を改善した。具体的にはアンケートの取りまとめに関し、より一層のスピード化を図るため業者に委託して整理・集計させたのち、大学全体・学科別・及び個人別の集計結果を授業担当者に速やかに返却する方針とした。それを受け授業担当者は、アンケート結果に対する感想や来年度に向けての反省・改善点等を記したフィードバックシートを作成し、FD委員会に提出するというシステムを採用した。また、アンケート結果と、フィードバックシートの双方は、学内Webサイトに公開することとし、平成23年以降は、学生も含め学内の自由閲覧を可能とした。
- ・更なる改善を目指した結果として、授業評価アンケートに関しては、従前から問題視されていた授業公開時のアンケートと学期末に実施する授業評価アンケートとの重複や混同を避け煩雑さを指摘する現場の声も尊重しながらFD委員会で検討した結果、平成24年度は授業評価アンケートと授業公開アンケートとの一本化を試みるという決定がなされた。こうした実施方法の改良により、学期半ばで学生と参観教員の生の感想を得ることが出来ることになった。それにより同学期の後半部分においてアンケートの要望を受けた改善点を明確にし、より一層学生のニーズに応える授業展開が可能となった。
- ・このように、現状を常に分析し、反省点を洗いながら、一連の改革・改善を継続してきていることが本学の大きな特徴として挙げられる。

##### ② 教員相互の授業公開

- ・教員相互の授業公開は平成21年度から継続実施されている。これは、参観教員並び

に学生による評価結果を授業担当者へフィードバックし、授業担当者がそれを自己分析し、それ以降の授業改善に役立てようという趣旨である。これまでは、学期半ば（前期は6月、後期は10月）に参観を行い、その結果は学期末に各授業担当者へ通知されていた。FD委員会での討議の結果、平成24年度後期授業公開よりこの方針を採用することとし、前期に未実施であった授業公開担当者は全てこれにより迅速な結果を手にする事が可能となった。

- ・また、アンケート内容をより良く、充実したものとするため、座学のみにも適用されてきたアンケート項目を多様化し、実技・実習向けのバージョンを新たに設けて実施しており、より授業内容に即した結果が得られるようになった。この改善により、アンケートに真摯に答える有意義性に対し、学生の自覚を促す契機となったと思われる。

#### 【エビデンス集・資料編】

##### 【自己評価】

授業公開と教員評価、学生による授業アンケートを中心とする点検・評価の流れは授業に対する改善へのフィードバックを含めた教育改善の仕組みとして適切に機能していると判断している。

#### (3) 2-6の改善・向上方策（将来計画）

- ・既に述べてきたように、本学の人材養成像は「実践的なものづくり能力」という観点を元に、実社会で即戦力として活躍できる学生を育成することを究極の理想とするものである。そのために、入学時点から卒業までに就職を強く意識させる教育を行い、4年間で企業が求める人材として必須の技能や知識を身に付けられるよう指導する。また、翌新年度当初の4月時点で全卒業生への再調査を実施し、不本意な就活結果に終わった学生に対しては新たな就職資料や最新情報を提供するなど、最後まで肌理細やかな対応をするよう心がけている。
- ・授業公開による相互授業参観システム、授業評価アンケートの回収率は、出席学生についてはほぼ100%、フィードバックコメントの入力率、成績に関する諸資料の提出率については全教員の協力を得ており、提出率は100%という理想的水準である。今後も、より効果的な授業改善、ひいては教育改革を目指すためにも、これまでの実施について反省を重ね、更なる改善と内容の充実を図っていく。

## 2-7 学生サービス

### 《2-7 の視点》

#### 2-7-①

#### 2-7-② 学生生活の安定のための支援

学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

##### (1) 2-7 の自己判定

基準項目 2-7 を満たしている。

##### (2) 2-7 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

（必要に応じて学部・研究科ごとに記述）

#### 2-7-① 学生生活の安定のための支援

##### 【事実の説明】

- ・学生サービス、厚生補導のための組織として、学生の厚生補導等に関する問題を検討するための、学生厚生委員会と事務組織としての学生サービス課（学生）がある。この委員会は定期的および臨時的に開催し、学生問題に迅速に対処している。
- ・学内には学生食堂、文具の売店、書籍等の販売店が設置され、外部業者により運営されている。
- ・経済的に困窮している学生支援のため本学の奨学金制度は、大学独自の奨学金制度、日本学生支援機構奨学金、地方自治団体奨学金、財団法人・民間団体等の奨学金がある。これらの奨学金制度については、入学前のオープンキャンパスや入試説明会などで相談コーナーを設けて情報提供に努めている。
- ・入学後の奨学金申し込みの相談にも対応している。また、奨学金を受領した学生のインターネット上で行う事務手続きの指導も行っている。
- ・入学後は、掲示板により各種奨学金の情報を提供している。また、生活急変により学費負担が困難な学生に対しては、クラス担任、および学生サービス課（学生）で相談に応じ、本学独自の育英奨学金（年間約 14 名）や授業料減免制度の活用を指導している。
- ・学業優秀な学生の勉学意欲を向上させるため、全学で約 18 名の学生に対し学業優秀奨学金を給付している。
- ・学部の成績が上位 5%以内の本学大学院進学希望者に対しては、久留米工業大学大学院特別奨学金を設け、授業料を全額無料としている。
- ・通学できない遠隔地の学生の為に、大学隣接地に学生寮を設置し、周辺の下宿・アパート等に比較して低料金で利用できるようにしている。
- ・大学において勉学以外の課外活動に参加することは、学生生活の安定や人間形成の上からも非常に有益なことである。そこで、本学でも積極的に課外活動への支援等を行っている。

- ・本学の課外活動は学生が主体の課外活動であり、学友会のもとに組織されている。総括として総務委員会があり、その下に学術文化会、体育会および愁華祭実行委員会が設置されている。現在では約 30 のクラブが存在している。
- ・課外活動をする学生の為にクラブハウスがある。クラブハウスには各クラブ部室を始め、学内 LAN、シャワー室、会議室、多目的ホールが整備してあり、学友会会議や他大学の学生との打ち合わせ、交流等に利用している。
- ・学術文化会のサークルは 6 月に「四方八方祭」を開催し、活動の発表を広く広報している。
- ・課外活動を奨励するため、優秀な成績をおさめたクラブおよび個人に対して、課外活動奨励金を支給し更なる支援をしている。
- ・学生の健康相談、心的支援、生活相談については、医務室、学生相談室および学生サービス課（学生）が窓口となり対応している。医務室は午前 8 時半から午後 5 時まで 1 名の看護師が常駐している。怪我や急病などの応急処置、健康相談などに対応している。また、学生相談室では週に 1 回、外部の臨床心理士が学生および教職員に対して心理カウンセリングを行っている。それらの相談内容によっては、学生サービス課（学生）職員、教員および外部の専門医師などに分担することになっている。
- ・学生の健康管理としては、毎年定期的に健康診断を実施している。問題が生じた学生に対しては精密検査機関を紹介している。また、毎月 1 回「医務室だより」を発行し、熱中症対策などその時節に応じた健康管理に関する諸情報を提供している。

## 2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

### 【事実の説明】

- ・学生サービスに対する学生等の意見を聴取し、それに対応することが大学に対する学生の満足度を向上させるために非常に重要なことである。本学では前述のようにクラス担任およびオフィスアワーや学内に投書箱を設置することにより、学生の意見を聴取してそれに対応している。
- ・年に 1 回学友会の各会長および学友会顧問と大学（学長補佐統括および学生サービス課（学生）課員）で会合を設け、直接学生からの意見を聞いている。また、学生総会後に学生の要望や意見を纏めた要望書を学友会総務委員長より受け取り、それらに対する回答書を提出している。さらに、学生の意見を直接聴取するシステムの 1 つとして学生ラウンジに「投書箱」を設け、各々の投書に対する回答書の掲示も学生ラウンジで行っている。
- ・学生の保護者に対しても、学期の半ばにおいて学生の出席状況の報告を行っている。各地において保護者懇談会を開催し、学長を先頭に教職員が参加し、大学の現状、教育方針、就職状況の説明等を行っている。その後行われる個人面談では、出席状況、成績および就職に関する相談などを行って各種情報を提供している。

### 【自己評価】

・学生生活全般に対する学生諸君の意見・要望の把握とその分析・検討結果の活用については、効果的に行われていると判断している。

#### (3) 2-7の改善・向上方策（将来計画）

・学生生活の安定、意見の把握・分析について、情報技術の向上に伴う更なるシステム化の促進と改善・向上を図っていく。

## 2-8 教員の配置・職能開発等

### 《2-8の視点》

#### 2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD (Faculty Development)をはじめとする教員の資質・能力向上への取組み

#### 2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

##### (1) 2-8の自己判定

基準項目 2-8 を満たしている。

##### (2) 2-8の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

##### 【事実の説明】

- ・本学の全教育課程における助教以上の専任教員数（学長を除く）は 人であり、【エビデンス・データに置き換え】に示すとおり、学科毎・大学全体ともに大学設置基準上必要な専任教員数は満たしている。
- ・建学の精神と教育理念に則り、アドミッションポリシーに沿い入学した学生に対して教育課程を適切に運営できることを第一条件として、研究活動にも熱心な教員を確保することに努めており、学識経験、専門分野などを考慮して学部および大学院に配置している。
- ・教養・教職科目等の学科共通科目を担当する教員については、教育課程外の学習支援および学生生活を含む、きめの細かい教育と指導を行うため共通教育科の教員が全学部共通で担当している。
- ・必修科目はほぼ専任教員が担当し、兼任教員による授業を少なくする努力を行ってお

り、専任教員による充実した教員態勢を構築している。

- ・専門分野のバランスについては、教員採用時に十分な検討を行っており、教育課程運営において支障のない状況が確保されている。
- ・兼任教員による主要科目の授業を極力少なくする努力を払い、専任教員による教育指針に基づく充実した教育体制を維持している。表5-1-1に示すとおり、兼任教員は、学部と専攻を合わせて 名である。企業で「ものづくり」の第一線で活躍している専門家などを数多く非常勤講師として迎え入れている。これは、学生が求める教育の一環として、建学の精神である実学重視の方針に基づいて実施している。専任と兼任のバランスはとれていると考える。
- ・学科毎の職位別教員数については[ 以下の表、及び具体的な数値、データナンバーについては新規に統一が必要と思われるため、再チェックが必要である。]  
表5-1-2に示すとおり、設置基準上の専任教員数に対する必要教授数が 名不足している。(現在のデータは不明)
- ・男女別の構成は、男性 名、女性は5名である。(データ編 表5-1)
- ・年齢別の構成を表5-1-3に示す。50代後半から60代が全体の約 %を占め、40歳以下の若手教員は約 %と少ない。また、職位別には、教授が全体の %、准教授 %、専任講師 %となっている。50代以上の准教授と講師の比率が高い特徴がある。
- ・採用年度に関しては、本学が短期大学時代あるいは大学創設時に採用された教員も数多く、今後定年退職を迎えて減少していく。年齢別構成から、平成 (201 )年度末までの 年間で、教員全体の約 %が定年退職を迎えることになる。教員の採用は、これまで他の私立大学と同じように、教員を大学内部で育てるという形ではなく、経験豊富な教員を補完する形で実施する機会が多かった。特に、専門に関する技術者の養成には、実社会との連携が不可欠であることから、産業界出身者、実務経験者を多数招聘している。
- ・しかし本学は定年退職後の人員補充戦略として若手研究者発掘にも目を向けておりここ 年で20歳代、30歳代での採用が 名と増加傾向にある。今後も実数としての若手教員を増やしていく意向である。
- ・専門分野の教員構成は、表5-1-1に示したように、教育課程に応じて各分野にわたり、大学設置基準上問題無いように配置されている。
- ・本学教員は、クラス担任として、また卒業研究・ゼミを通して学生個々と接して交流を図り、学生指導を行っている。さらに本学の特徴である少人数教育を行うため、導入教育や実験・実習は班編成にして実施している。

#### 【エビデンス集・資料編】

- ・2012年度 入学案内(大学ガイド)

・2012年度 大学院案内

【エビデンス集・データ編】

- ・全学の教員組織
- ・教員年齢別構成           etc.

【自己評価】

- ・兼任教員数は少数に抑えて、専任教員により本学の教育指針に基づく充実した教育体制を維持している。
- ・大学設置基準上の必要教授数の不足については、早急に充足させるために内部昇任、新規採用を進めている。(どこまで達成できているか不明)
- ・教員の年齢別の構成で50代後半以上の教員が多いが、これは、大学院の授業を担当できることを前提に教員の採用人事を行なっているためであり、学部も充実した教育や指導が行なえるという側面がある。しかし、教育研究水準の維持向上及び教育研究の活性化を図るため、教員の構成が特定の範囲の年齢に著しく偏ることのないように配慮しなければならない。今後、大学改革や様々な局面における活性化を推進する上でも、教員の若返り策が必要である。
- ・それぞれに特色ある高い専門性を有する専任教員を多数擁する本学は、これまで年齢構成に関しては若干高めであったが、定年退職に伴う平均年齢が若年化しつつある。若手教員の採用に関してもここ数年来積極的に検討し、また産業界出身の実力者招聘については今後も継続して適切な人材獲得に努める方針である。以上のことから、教育目的及び教育課程の必要性を満たす教員の確保と配置に関しては適切に確保され配置されていると判断している。

2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD (Faculty Development) をはじめとする教員の資質・能力向上への取組み

【事実の説明】

- ・教員の採用では、「建学の精神と教育理念に則った教育を行うにふさわしい能力を有すること」と「研究業績があること」を最大のポイントとしている。研究については、採用時までの研究業績だけでなく、継続して研究業績を上げ得ることを重要視している。
- ・本学は小規模の単科大学であり、教員数も多くないため、教員の採用は学長が決定している（「久留米工業大学の教育職員の人事に関する取扱」）。ただし、学長が選考から採用に至る過程を「公正」に進めるために次のように定めている。教員採用のプロセスを図5-2に示す。
- ・配属予定の学科長は学長と慎重で十分な協議を重ねて新規採用の可否を決める。新規採用の方針が決まれば、学科長は教員募集・選考に着手する。
- ・学科長は、学科会議にて募集要項を決定し、教員募集を開始する。原則として公募制

を採用しており、独立行政法人・科学技術振興機構の JREC-IN（研究者人材データベース）、関係学会誌および本学のホームページに教員公募の情報を公開している。応募書類は、履歴書、業績調書、主要論文別刷り等である。

- ・公募締切後、1次審査は学科内の全教授を委員として実施し、提出された書類を基に各応募者の経歴、専門科目、研究歴、教育歴、及び学会ならびに社会における活動等を調査したうえで、人格識見に優れた2次審査候補者を3名以内に絞り込む。
- ・2次審査は、学長、参与及び学科長を委員とし、模擬講義と面接を行う。業績審査と面接（模擬講義を含む）の結果を総合して、採用候補者を1名に絞る。
- ・学長、参与、学科長にて最終審査会を開催する。その結果は、学科長が学長に採用上申（申請書類は教育職員任用申請書と総括説明書）して、学長が教授会に諮り、学長が最終的に候補者の採用可否を決定している。学長は理事長に対して採用を上申し、理事長が採用の発令を行っている。
- ・教員の昇任についても、教員採用とほぼ同様の手続きで行う。学科長は当該学科の教育研究遂行に必要な教員昇任について学科内にてとりまとめ、学科の全教授に諮り昇任候補者上申の可否を判断する。次に、昇任候補者について学科長は、学長に昇任を上申し、学長が最終的に昇任候補者を決定している。

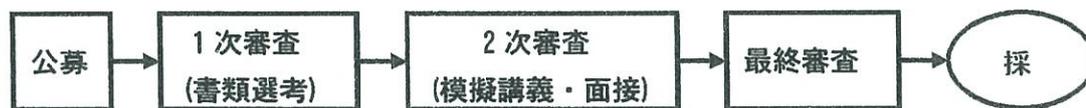


図5-2 教員採用のプロセス

- ・新規採用の選考に当たっては、教育機能を重視する目的で模擬講義を取り入れている。
- ・教員の採用・昇任の選考は、「久留米工業大学教員選考基準」にて明確に定められており、学科の意向を尊重しつつ、これまで公正かつ適切に運用されている。
- ・IDE 大学セミナーなどの対外研修会などへも多数参加し、教員の資質向上のみならず学生支援に有効な教育方法の実践研究も積極的に行っている。
- ・教育の改善と充実に向けた全学向けのFD研修会を定期的かつ組織的に実施しており、その成果については学内に配信し、常に問題意識を共有するよう努めながら、教員の資質・能力向上を目指している。
- ・大学全体の教育研究に係る課題への対応は、教務委員会で全学的に検討調整され、学科長会議を経た後、教授会において審議される。その決定方針の下に、各学科は実施に向けた取組みを行っており、体制は整っている。
- ・教員の能力向上に向けた授業評価については、平成6(1994)年度から「学生授業評価アンケート」を実施している。これは大学及び各学科の教育目標達成のための授業内

容改善に資する役割を果たしている。

- ・授業評価アンケートの回答内容は、「授業環境」「教育」「学生自身」「実験・演習内容・方法」の4分野に大別され、それぞれが細かい項目に分かれている。評価は、項目によって評価を分けている。例えば、5段階評価の場合の判定は、大変良い、良い、やや悪い、悪いと4段階化している。また、評価項目に無い内容などを自由に書き込める欄も設けている。
- ・「高大連携授業」では、大学教員に対する参加高校生による授業評価アンケートを実施し、高校生の評価を高校教員と協議しながら、より良い講義内容となるよう研鑽している。高校生のアンケート結果は、高大連携授業のみならず、高校生の目からみた大学の授業内容の評価として、学生の授業改善にも反映させている。
- ・入学生の基礎学力の低下等に伴い、従来の教育方法では、学ぶ喜びを実感できない学生がいるのも現実であり、本学の学生教育の改善には、甚大な努力と一層の創意工夫が必要な状況に直面している。しかし、「大学案内」のアンケート等では卒業生の大学に対する満足度調査は高いことから、卒業生は在学時代に困窮しつつも、それを乗り越えた充実感を得ていると思われる。

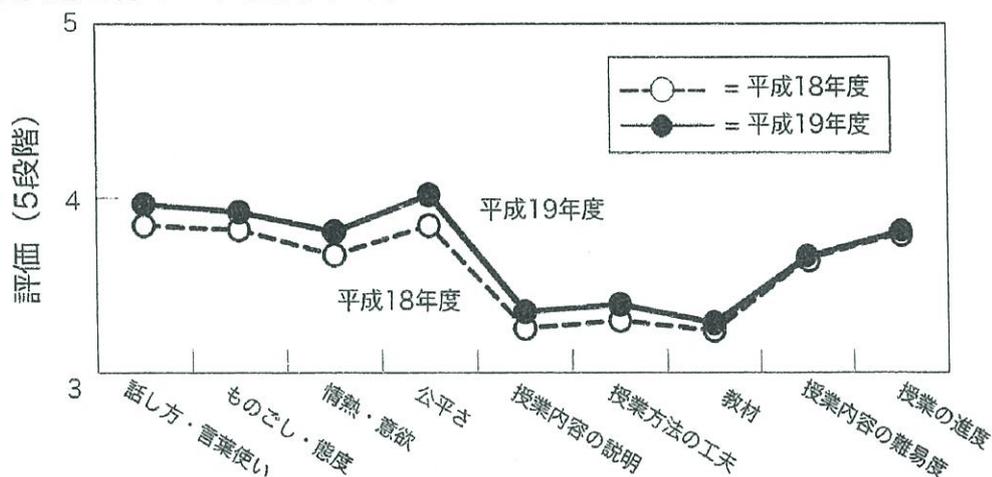


図5-4-1 授業評価アンケート集計結果 (平成18, 19年度)

- ・この結果は速やかに担当教員に通知され、授業の改善に役立っている。
- ・今後、さらに就職先企業へのアンケート調査等を実施し、その結果を基にして教育改善を行えば、社会のニーズに即した卒業生を送り出すことが可能と考えられる。

[研究評価]

- ・研究活動を活性化するために、各学科の委員で構成する常設の研究報告編集委員会により、「久留米工業大学研究報告」が毎年刊行され、学内外に研究成果を公表している。「久留米工業大学研究報告」には、教員が申告した研究論文、学会講演等の共同

研究者、所属、題目、発表誌名及び発表年月が掲載されている。

- 表5-4-2は、この報告書に掲載された研究論文、学会講演、著書等について、年度別に件数を整理したものである。発表件数は、研究活性化状況や外部資金獲得見込みを知る主要な尺度である。表に示されるように、教員の論文数は、大学全体で見ると毎年約30編以上、学会講演が40～60件以上ある。しかし、教員1人当たりには換算すると、研究論文及び学会講演の件数は、共に平均1件以下と少ない。

表5-4-2 論文発表等の年度別件数

年度	論文	報告 その他	著書	学会講演
平成14年	27	4	3	68
平成15年	36	4	5	66
平成16年	33	0	5	40
平成17年	32	6	2	59
平成18年	37	5	4	56

表5-4-3 個人別発表論文数

論文数(編)	0	1～5	6～10	11～15	16以上	合計
人数(人)	30	23	7	4	0	64
人数(%)	46.9%	35.9%	10.9%	6.3%	0.0%	100.0%

注：外国人教員は除く

- 研究活動を活性化するためには、研究活動について個人毎の評価を行い、教員に職務として研究の重要性を再認識させて奮起を促すことが必要であり、研究評価体制の構築が急務である。

#### 【自己評価】

- 本学では、教育理念の実現に向けて、全学的に教育課程や教育内容・方法の改善に努めており、シラバスの作成と全学生への配布、授業内容や教授法の改善等をテーマとした「教授法研究報告会」などを実施している。
- 本学の教育理念や目標に沿った教育内容・方法の改善について、これまでの取り組みで十分であるとは言い難い。この改善に向けて、大学として全教員に新たなFD研修の場を設けることを検討する必要がある。
- 「学生授業評価アンケート」の実施率は100%であり、その評価結果は授業担当者へ直接還元し、さらに「教授法研究報告会」でも論議することにより、授業内容・方法の

改善を行っている。しかし、アンケート結果は当事者及び学科に対しては公開しているが、それ以外に対しては公開されていない。

- ・また、学生とは違った目線で、例えば「教員相互の授業参観」「学生を採用する側の企業」などから評価を受け、その結果を学生の教育に活かしている。
- ・「高大連携授業」「一日大学生」では参加高校生の授業評価アンケートを実施しており、高校生の目から見た大学の授業内容及び方法についての評価を受けて、その結果は大学生のための授業改善にも役立てている。
- ・研究活動に関しては、論文数や外部資金導入等の状況から判断して、その活性化が十分に実現しているとは言えない。研究に対する取り組みについては個人差が非常に大きく、教員の意識改革や外部資金の獲得に関する助言など研究活動活性化のための努力がより一層必要である。
- ・研究活動を活性化するためには、研究評価体制の構築が急務である。研究活動に関する評価は、論文数だけではなく、引用文献数、掲載論文集等の社会的評価による論文内容の質的評価、研究に関する受賞歴、外部資金獲得状況なども考慮して行い、教員相互に競い合い、協力し合うことで研究の更なる活性化が達成できるものと考えられる。ただし、教員の職務の両輪である教育活動と研究活動双方から活性化を図るための評価を行うことが重要である。

#### 【エビデンス集・資料編】

#### 【自己評価】

- ・教員の採用・昇任の選考は、当該教員の学位取得、研究活動の状況、教育活動の状況、学生の信頼性等を考慮しつつ、学科の意見・要望を十分汲み取りながら慎重に審議（1次審査、2次審査、最終審査）し、学長に上申しており、公正かつ適切に行われている。
- ・選考に際して必要とされる教育研究歴等の審査基準は、大学設置基準に則った「久留米工業大学教員選考基準」の教員資格に基づいており、特に問題はない。

### 2-8-〇3 教養教育実施のための体制の整備

#### 【事実の説明】

- ・本学は、「人間味豊かな産業人の育成」を建学の精神として掲げているとおり、工学専門分野の知識および技術についての教養教育の基本として、(1)人文社会(2)自然科学(3)言語(4)保健体育の4系統に区分した教養教育を、ほとんど専任教員によって実施している。
- ・平成15(2003)年度までは、教養教育担当教員が所属し、教養教育を企画管理する組織として「共通教育部」を置いていたが、専門教育教員との教育負担量の均衡を図り、かつ学生の教育に対しての共通の責任感を持つという視点から、この組織を廃止した。現在の名称は「共通教育科」としている。なお、教養教育関連については、「共通教

育運営委員会」を組織し、この委員会で教養（共通）教育についての企画、カリキュラムの作成、教養教育の実施管理をしている。また、前述の委員会において、共通教育科長を委員長とし、一般教育科目を担当する各系列代表者が委員となり、各学科で必要となる教養教育のカリキュラムの作成、教養教育の実施管理をしている。

#### 【自己評価】

- ・本学における教養教育は、ほぼ専任教員により適格に実施されている。
- ・組織上の対応については、教員の所属を各学科としたことにより、専門教育担当教員との間に連帯感が生まれ、学生の教育に対する責任感が強化されたことにより、従来にも増して教養教育の充実が図られたものと考えている。
- ・教養教育担当教員は、入学者の多様化に対応して高校との接続教育も担当しているが、このことも入学者の多様化に即応した専門教育を進める上で重要な役割を果たすこととなっている。
- ・共通科目の担当教員は、全ての学科の教員・学生・聴講生等をふくめた構成員と日常的に接している。このことにより、専門教育担当教員との連帯感が生まれ、学生の教育に関しての責任感も出てきており、良い効果をもたらしていると言える。今後は、教養教育担当教員間の連携やシステマチックな教養教育の実施について更に検討を進める。また、教養教育の一層の充実と担当教員の教育研究環境の整備に努めることが必要であり、具体的には、共通教育委員会において、委員長のリーダーシップの下、各教員が積極的に参加し、議論していく。

#### (3) 2-8の改善・向上方策（将来計画）

- ・各学科の研修会やFD研修会の充実を含め、教育の改善と向上に向けた組織的な取り組みを全学的に実施していく。

## 2-9 教育環境の整備

### 《2-9の視点》

#### 2-9-①

2-9-② 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理  
授業を行う学生数の適切な管理

(1) 2-9 の自己判定

「基準項目 2-9 を満たしている。」もしくは「基準項目 2-9 を満たしていない。」

(2) 2-9 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

（必要に応じて学部・研究科ごとに記述）

2-9-① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理

【事実の説明】

（施設の整備状況）

- ・本学は、久留米市中心部の西鉄久留米駅からバスで約 20 分、JR 久留米駅からバスで約 30 分を要する久留米市南部に位置しており、向野キャンパスと中尾山キャンパスに分かれている。両キャンパス間の距離は約 500m（バスの停留所 1 区間）である。表 2-9-1 に主要施設の概要（配置図添付）、表 2-9-2 に大学設置基準と校地・校舎面積との比較を示す。向野キャンパスには、講義室や実験室等の校舎や図書館、情報センター、体育館、運動等の教育研究施設を杯位置し、中尾山キャンパスには講義室や演習室等の校舎を配置している。
  - ・これらの施設設備は、本学の教育研究上の目的を達成するため、支障なく有効に活用されている。ただし、昨今の学生数減少、カリキュラムの変更等により、一時的に遊休化する場合もあるが、必要がある場合は改修等により転用し、活用している。最近の施設設備としては、以下のものがある。
- ①全学の学生および教職員を対象に、ものづくり支援を行うものづくりセンターを平成 20 年（2008）年に設置した。
  - ② 学生の就職支援のために、キャリアサポートセンターを平成 24 年（2012）年に設置した。
  - ③女子学生の  を目的に、女子学生ラウンジを平成 23 年（2011）年に設置している。
- ・近年需要が増している視聴覚および情報関係の教育用設備機器の講義室における設置率は、スクリーン 92%、暗幕が 88%、拡声設備 62%、ビデオ再生装置が 50%、プロジェクターが 19%、オーディオ装置が 15%である。視聴覚・情報関係機器の整備状況は表 2-9-3 に示すとおりである。

（施設の維持状況）

- ・本学の施設整備の維持管理は、学長、事務局長のもと、主に事務局施設管理課が担当しているが、施設管理課は計画に沿って、年次的に改修等をするほか、必要に応じて使用する学内部署と連絡調整し補修、改修等を行う等、施設設備を有効かつ効率的に活用している。
- ・個別の維持管理状況については、講義室に関しては数次にわたり施設・整備の点検・

設備更新、改修などを行っているが、実験室、製図室、実習上、演習室、ゼミ室などの一部については未整備のものもある。ロボティクス演習室や情報ネットワーク実習室のように最近設置された実験室などは必要かつ十分な機能を有している。しかし設置時期が古い実験室などは、必要な水準の機能は有しているものの、十分な機能を有していない部分もある。

#### (図書館)

- ・図書館は本学の建学の精神である「人間味豊かな産業人の育成」に基づき、学生の学習や教員の研究に必要な図書、2000余種の学術情報や視聴覚資料を効率的にサービスすることを目的として設置されており、蔵書数は約11万冊である。平成5(1993)年度に導入し平成16年(2004)年度に更新された図書館総合情報システムは学内ネットワーク、インターネットと接続されており、在学生や教職員は本学や国立情報学術研究所の提供するデータベースに自由にアクセスすることができる。なお、図書館は学外にも開放されており、誰でも利用することができる。年間の開館日数は221日、利用者は学内1,587名、学外87名である。
- ・図書館には、館長、職員3名(派遣職員を含む)およびアルバイト職員が所属して、その管理運営を行っている。
- ・図書館に関する事業計画や運営については図書館運営委員会で審議・検討している。

#### (情報センター)

- ・情報センターは、情報処理教育専用の4つの講義室(以下情報教室)と学内ネットワークの運用管理を行っている。情報教室にはそれぞれ、68台、66台、32台、74台のパーソナルコンピュータ(以下パソコン)を設置し、学内ネットワークを介して、共通のWindowsサーバーおよびUNIXワークステーションに接続されており、どの講義室でも同じ環境でパソコンを利用することができる。また情報教室には、講義を行う上で必要な、教卓のパソコンや各種メディアの情報を受講者に提示するディスプレイやプロジェクタ、拡声設備を備えている。各パソコンには、文書作成、表計算、プレゼンテーションなどの一般的なソフトウェアに加え、ホームページ作成、プログラミング言語、UNIXワークステーションとの関係、数式処理、CADなどのアプリケーションソフトウェアが組み込まれており、情報処理の基礎教育および情報技術を用いた工業専門教育に活用されている。なお、情報教室は、公開講座、高大連携授業、一日大学生など、学外者向けの授業にも利用している。
- ・情報ネットワークは、建物間幹線(光ファイバー)、建物内支線、それらを接続するネットワーク接続装置(インターネットとの接続を含む)からなり、学内の部署を相互に接続している。講義室、研究室および事務室には情報コンセントが設置されており、それぞれの部署のコンピュータを学内ネットワークに接続することにより、学内外の情報源を利用できる環境を実現している。また学術情報ネットワーク(SINET)の九州大学ノードに専用回線を介して接続しており、情報基盤環境として教育研究に利

用されている。

- ・情報センターは、センター長、教員2名、技術職員2名が所属しており、情報教室・学内ネットワークの運用管理と情報教育を担当しているが、情報教室の運用管理の一部に関してはアルバイトに委託している。年間の開館日数は約234日、授業で利用した時間数は1,737時間、授業外の年間利用時間数4,987時間である。
- ・情報センターの事業計画や運営に関しては情報センター運営委員会で審議・検討している。

(体育施設とクラブハウス)

- ・体育施設として、体育館(武道場、卓球場、トレーニング室などを含む)5面のテニスコート、夜間照明設備を有する野球場および多目的グラウンドを設置しており、体育教員と学生課が維持管理している。これらの施設は、授業、課外活動、学校行事などで利用している以外は、一般学生、教職員および学外者に開放している。
- ・クラブハウスには、委員会室や部室の他に会議室や多目的ホールなどが設けられており、現在29の団体・部・同好会などが利用している。クラブハウスの管理・運営は学生課の指導のもと、学友会総務委員会が中心となって行っている。

(学生寮)

- ・学生寮は、規律ある共同生活を通じて豊かな人間関係と人格を形成することおよび学生の経済的負担軽減をはかることを目的としている。原則として、新入生のみ入寮でき、在寮期間は1年である。学生寮の管理運営は、寮長と学生課のもと寮監と寮生から選出された寮長および寮委員があたっている。

【自己評価】

- ・校地、校舎等の施設および設備等は大学設置基準で定める水準を超えており、施設・設備は質および量の両面で、教育研究の目的を達成するための必要なレベルは維持している。
- ・校舎(1号館、2号館および3号館)は築〇〇年以上が経過しており、耐震基準等を見満たしていない。そのため、1号館および2号館は耐震基準を満たす新棟に建て替えている。3号館は耐震補強工事を行っている。
- ・講義では、プロジェクタが多用されるようになってきたことを踏まえて、90%強の講義室にスクリーンが設けられているが、プロジェクタを常備した講義室が少ないことは順次改善すべきである。
- ・プレゼンテーションソフトウェアを利用した授業も徐々に増加しているが、パソコンとプロジェクタを常備した講義室は3室で、やや不足している。
- ・導入教育、キャリア教育、リメディアル教育など、少人数のセミナー形式の講義が増加しているが、これらを実施するセミナー室が不足している。
- ・情報センターの運用管理する情報教室と学内ネットワークは、本学の教育研究を進めていく上で必要な機能、性能を確保している。情報教室は、情報処理関連科目の講義

時間割は支障なく編成できているものの、学生の自習利用のためのパソコンが時間帯によっては不足することがある。

- ・図書館に関しては、本質的な機能には問題はないが、全般的に手狭になってきている。建物は、耐震基準を満たすか否かを検討する必要がある。また AV 機器は導入後 20 年を経過しており、更新の時期を迎えている。
- ・学生寮は築 30 年以上が経過し、施設全体の老朽化が目立っており、今後計画的に改修していく必要がある。特に、耐震面での診断が必要である。

## 2-9-② 授業を行う学生数の適切な管理

### 【事実の説明】

- ・各学科の収容定員は表 9-〇に示す通りである。各学科ともクラス制をとっており、各クラス 50 人程度で、全学 24 クラスに分けて授業を行っている。
- ・基本的に、必修科目については 1 クラス単位で授業運営を行っているが、選択科目では複数クラス合併の授業を行っている場合もある。
- ・実験、実習、演習等実技や演習を伴う科目は 1 クラス単位以下で授業を行っている。
- ・英語、物理では能力別にクラスを再編成しており、1 クラス 50 人程度で運営している。

### 【自己評価】

#### (3) 2-9 の改善・向上方策（将来計画）

- ・講義室のスクリーンやプロジェクタ等視聴覚設備機器の設置や図書館 AV 機器の更新等の教育関係設備については、計画的に設置・更新し充実する。
- ・情報教室、学内ネットワークとも、情報技術の発展に伴い、それにふさわしい教育研究基盤とするため、今後も適切な時期に設備更新および設備拡充を行う。
- ・現在不足していセミナー教室などの少人数教育にふさわしい教室の整備を進める。
- ・学生の自主学習のための教室やパソコン不足を解消するために情報センターと図書館機能と運営を統合する必要がある。
- ・新校舎建設は、平成 27 年度に完成する予定である。
- ・学生寮の改修は、平成 25 年度に耐震診断を行い、その結果を基に耐震改修等を行う。

### [基準 2 の自己評価]

#### (2) 2-9 の自己評価の理由（事実の説明及び評価）

#### 2-9-① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理

### 【事実の説明】

- ・本学は、久留米市中心部の西鉄久留米駅からバスで約 20 分、JR 久留米駅からバスで約 30 分を要する、久留米市南部に位置しており、向野キャンパス（工学部）と中尾山キャンパス（別科）に分かれている。両キャンパス間の距離は約 500m（バスの停留所 1 区間）である。本学の教育環境を図 2-9-1 に示す。
- ・向野キャンパスには工学部が置かれており、講義室や実験室等の校舎や、図書館、情報センター、体育館、運動場等の教育研究施設を配置している。
- ・中尾山キャンパスには別科が置かれており、講義室や演習室等の校舎を配置している。

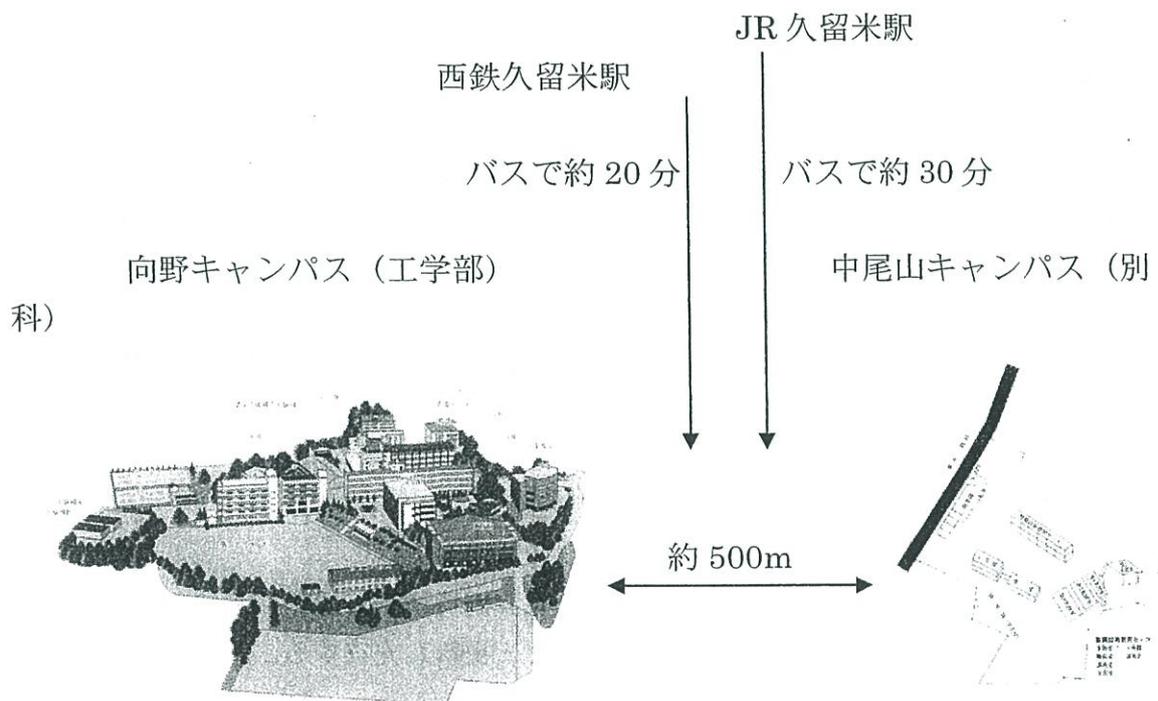


図 2-9-1 久留米工業大学キャンパス配置概要

- ・校地・校舎の面積は、表 2-9-1 のとおりであり、大学設置基準を上前ある面積を有している。

表 2-9-1 大学設置基準と校地・校舎面積との比較

校地面積	設置基準上 必要校地面積	校舎面積	設置基準上 必要校舎面積
107,396.4 m <sup>2</sup>	15,400 m <sup>2</sup>	24,066.8 m <sup>2</sup>	19,800.8 m <sup>2</sup>

- ・学生が自由に活用できる自主的なものづくりの場として、「ものづくりセンター」を向野キャンパス内に設けている。

・図書館は 万冊の蔵書と 巻を超える視聴覚資料（ビデオ、オーディオ）を有するだけでなく、利用者が「学ぶ楽しみ」を体験できる親しみの持てる図書館であることを目標として、利用者サイドに立った自由な雰囲気の中で学習できるようにラーニング・コモンズが設けられている。

・体育施設として、向野キャンパスには、テニスコートが 5 面、体育館、第一グラウンド、第二グラウンドが設けられている。

・施設設備の安全衛生管理については、大学事務局総務企画課が施設管理の責任を担い、教員や各部局と連携して、改修や改善の要望に基づき施設の維持、管理に努めている。

・建物の耐震性能の確保に関しては、向野キャンパスの既存建築物については、順次耐震診断を行っており、2015 年度の新棟完成後には、すべての建物について耐震性能が確保されている状況となる。

・施設・設備の利便性については、全キャンパスのバリアフリー化の取り組みを開始している。建物入口のスロープ化やトイレの改修、自動扉の設置などの対応を、新設や改修によって継続的に実施している。

・安全衛生委員会が、安全に関する申し合わせ次項を定め、実験室や演習室を中心に順次 安全パトロールを実施し、立ち入り調査を行っている。その結果を安全衛生委員会委員を通じて各学科に報告することによって、キャンパス全体の安全に関する意識の定着を図っている。

・施設設備に関する学生に意見は、学内に設置した投書箱に投書できる仕組みがあり、学生厚生委員会から迅速に回答している。学生からの要望は各施設設備の管理者に連絡し、改善を実施している。

#### 【エビデンス集・資料編】

#### 【自己評価】

・大学設置基準を上回る校地、校舎を整備し、その施設・設備は教育課程の運営に十分なものであり、安全管理の面を含めて、施設・設備は整備され活用されていると判断している。

#### 2-9-② 授業を行う学生数の適切な管理

#### 【事実の説明】

・クラス制をとっており、1 クラス 60 人程度のクラスに分けて、授業運営を行っている。

・講義科目は、基本的には 1 クラス単位で授業運営を行っているが、学科目に

よっては、2クラス合併の授業も開設している。

- ・実験、実習、演習は、1クラス若しくは2クラス合同で運営している。
- ・英語科目や物理科目では能力別にクラスを再編している。

#### 【エビデンス集・資料編】

#### 【自己評価】

・授業を行う学生数については、学生からの苦情や教員からの問題提起も無く、教育効果を十分に上げられる人数になっていると判断している。

#### (3) 2-9 の改善・向上方策（将来計画）

- ・施設・設備に係わる大きな問題はないが、今後も学生の要望等を把握し、施設・設備の整備を充実させる。
- ・IT 技術の進展に合わせ、ネットワーク環境の更なる充実とデジタルライブラリーとしての更なる機能充実を図る。
- ・授業や学生厚生のための環境整備を目的として、新たに建設中の新棟が平成27（2015）年3月に完成予定であるが、今後も教育・研究環境の充実を目指した整備に努めていく。

#### [基準2の自己評価]

- ・明確な方針に基づいて受け入れた学生諸君に対し、適切に編成された教育プログラムを提供しており、十分な人数の教職員による充実した学習教育を行っている判断している。
- ・学生諸君の学修活動を触発するために、多様で充実した学修環境を提供し、生活面を含めた様々な学修支援を通して、自律（立）した学生を育成すべく努力しており、外部からの評価に見られるように、十分な成果を挙げていると判断している。

### 基準 3. 経営・管理と財務

#### 3-1 経営の規律と誠実性

##### 《3-1 の視点》

3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明

3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

3-1-③ 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守

3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮

3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

##### (1) 3-1 の自己判定

基準項目 3-1 を満たしている。

##### (2) 3-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

###### 3-1-①経営の規律と誠実性の維持の表明

学校法人久留米工業大学寄付行為第 3 条において、法人の目的を「この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い学校教育を行い、社会に有為な人材を育成することを目的とする。」と定めている。【資料 3-1-1】

又、久留米工業大学学則第 1 条において、「本学は、教育基本法及び学校教育法の定めるところに従い、高等学校教育の基礎のうえに学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く工業に関する専門の学術を教授、研究し、教養ある社会人を育成することを目的とする。」として明確に定めている。【資料 3-1-2】

本学法人及びその設置校は、設置以来一貫してわが国の産業を支え担う「人間味豊かな産業人の育成」を建学の精神として掲げ、また、それぞれの学校では、この建学の精神を実践するために必要な方針を、教育の理念・使命として掲げ学校運営を実施展開してきている。【資料 3-1-3】

経営の理念と大学のビジョンを公表し、目的を実現するために教職員が連携と協同のもと、取り組むべき事業計画の策定を明確にするとともに、事業執行の状況を適時に点検・評価し、その結果を改善につなげていくこととしている。【資料 3-1-4】

建学精神、理念、ビジョン等については、学内では、体育館、会議室等、大学のホームページ、広報誌にも掲載し、広く一般にも公開している。【資料 3-1-5】

###### 【自己評価】

建学の精神、理念、ビジョン等が明確に定められており、経営の規律と誠実性は維持されていると判断している。

###### 3-1-②使命・目的の実現への継続的努力

本学では、平成 22 年度に中期計画書を策定し、使命・目的の実現のためにどのような方針で取り組んでいくのかを明確にしてきた。【資料 3-1-6】

この中期計画書は学校法人全体（大学、附属高等学校、専門学校、自動車学校、法人本部）で今後の経営目標を明確にしている。【資料 3-1-7】

さらに、毎年、各部門の重点課題の事業計画を策定し、各部門が取り組む単年度目標を明らかにして取り組んでいる。【資料 3-1-8】

中期計画書は、平成 22 年度に「第 1 期中期計画」を策定し、環境整備のうえ平成 23 年度から実施し、執行状況を点検・評価した。さらに、24 年度までの実績・評価を受けて平成 25 年度から平成 27 年度までの「第 2 期中期計画」を策定し、現在、実施中である。【資料 3-1-9】

このように、本学では、使命・目的の実現のために、大学のビジョンを定め、中期計画を通して、継続的に活動している。

#### 【自己評価】

教育・研究の各分野における卓越性の追求を、具体的な実践目標を掲げて推進しており、大学の使命・目的の実現へ向けての継続的な努力を続けていると判断している。

### 3-1-③学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守

法人、大学の運営については、学校教育法、私立学校法、関係法令を遵守している。大学の設置については、教育にかかわる事項は学校教育法を遵守し、教員組織、校地校舎等の施設及び設備等については、大学設置基準を遵守している。

#### 【自己評価】

法人、大学の運営については、組織体制を整え、関係法令を遵守しながら、適切に行っていると判断している。

### 3-1-④環境保全、人権、安全への配慮

環境への配慮については、平成 24 年度から学内の 12 箇所に分別したゴミ箱を設置した。【資料 3-1-10】

又、省エネと節電対策のために、夏季休業期間中に、省エネ期間設定し、連続して 1 週間、大学構内を完全封鎖した。

さらに、5 月から、10 月までの間、クールビズを実施した。【資料 3-1-11】

#### 【資料 3-1-12】

人権への配慮については、「ハラスメント防止のために職員が認識すべき事項についての指針」を作成するとともに「学校法人久留米工業大学ハラスメント防止規程」「ハラスメント調査委員会要項」を制定し、運用している。【資料 3-1-13】

#### 【資料 3-1-14】【資料 3-1-14】

又、ハラスメント防止に関する相談室要項を定め、ハラスメント相談員を 7 名（内女性 5 名）と外部からカウンセラー 1 名（女性）を配置し、学生と教職員の相談にのっている。【資料 3-1-15】【資料 3-1-16】

安全の配慮については、「安全衛生管理委員会規程」により、安全衛生を定め、危機管理については「SAFETY GUIDE 安全の手引き」を定め、運用している。【資料 3-1-17】

#### 【資料 3-1-18】

#### 【自己評価】

環境保全、人権、安全への配慮については、規程等に明確に定められており、組織体

制を含めて、適正に行われていると判断している。

### 3-1-⑤教育情報・財務情報の公表

教育研究活動等の情報の公表は、すべての項目について、本学ホームページで公表している。【資料 3-1-19】

さらに、シーズ集を公共機関、企業等に配布し、本学教員等の研究活動の情報を広く公表している。【資料 3-1-20】

又、資金収支計算書、消費収支計算書等の財務情報もホームページで公表している。

【資料 3-1-21】

【自己評価】

教育情報と財務情報はホームページ等により適切に公開されていると判断している。

### (3) 3-1 の改善・向上方策（将来計画）

経営の規律と誠実性について、関連する法令は遵守している。

又、環境保全、人権、安全への配慮の体制及び教育情報・財務情報の公表も整備しているので、引き続き、現状の体制で運営していくとともに、PDCA サイクルを組織的に機能させてさらなる向上に努める。

なお、危機管理に関しては、危機管理体制の実効性を確認するとともに、地元自治体との連携協力を一層強化し、学内のみならず地元住民をも含めた広域的な危機管理体制の充実、向上に努める。

### 3-2 理事会の機能

#### 《3-2の視点》

#### 3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

##### (1) 3-2の自己判定

基準項目3-2を満たしている。

##### (2) 3-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

##### 【事実の説明】

・法人の業務決定権限を有する理事会を原則年3回又は4回開催すること及び次の事項について審議することを理事会規則において規定している。

①理事及び評議員の選任及び解任 ②監事候補者の選任及び監事の解任 ③理事長、常務理事及び担当理事の選任及び解任 ④予算、借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分 ⑤事業計画 ⑥予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄 ⑦寄附行為の変更 ⑧合併 ⑨目的たる事業の成功の不能による解散 ⑩収益事業に関する重要事項 ⑪寄附金品の募集に関する事項 ⑫重要な規則の制定及び改廃 ⑬その他この法人の業務に関する重要事項で、理事会において必要と認めるもの

##### 【資料3-2-3】

- ・理事長は、本法人の代表として業務を総理する。加えて各学校長を担当理事として、理事長を補佐する体制を整えており、各学校の運営及び経営に関する業務を分掌し、本法人を代表することで、責任の明確化と業務の円滑化を図っている。【資料3-2-1】【資料3-2-2】
- ・役員は、理事11名、監事2名で構成しており、寄附行為に定める定数を満たしており、また、私立学校法第38条第1項第1号に規定する校長理事には学長及び各学校長が就任している。
- ・監事は理事、評議員又は本法人の職員を兼ねておらず、私立学校法第39条に規定する役員の兼職禁止に関する条項に違反していない。
- ・役員を選任については、役員候補者選考委員会内規に基づき、役員選考委員会で候補者を選考し、理事会へ推薦する。【資料3-2-4】
- ・寄附行為第18条において「法令及びこの寄附行為の規定により評議員会に付議しなければならない事項、その他この法人の業務に関する重要事項以外の決定であって、あらかじめ理事会において定めたものについては、常任理事会に委任することができる。」と規定し、これに基づき、理事会の権限の一部を常任理事会に委任することで、理事会機能の円滑化と業務執行の迅速化を図っている。
- ・常任理事会は、理事長、常務理事、担当理事及び監事1名をもって構成され、毎月1回開催されている。会議は、重要事項を除くこの法人の日常的な業務の決定に関すること、緊急にこの法人の意思を決定する必要がある場合又は理事会を開催するいとまがない場合における暫定的な業務の決定に関すること、理事会及び評議員会に付議する事項等に

ついて審議決定を行っており、ここで決定した事項については、次の理事会に報告することとしている。また、常任理事会は理事長、常務理事及び担当理事の間の連絡、調整等を行っており、常に意思の疎通ができるよう体制を整えている。【資料 3-2-5】

【エビデンス集・資料編】

【資料 3-2-1】 学校法人久留米工業大学寄附行為

【資料 3-2-2】 学校法人久留米工業大学担当理事等職務権限規則

【資料 3-2-3】 学校法人久留米工業大学理事会規則

【資料 3-2-4】 学校法人久留米工業大学常任理事会規則

【資料 3-2-5】 学校法人久留米工業大学役員候補者選考委員会内規

【自己評価】

- ・理事、評議員、監事等の構成及び役割は適正であり、理事長職務の権限移譲も明確になっていることから、戦略的に意思決定ができる体制は、整備されており、的確に機能している。

(3) 3-2の改善・向上方策（将来計画）

- ・学校法人を取り巻く環境が激変、多様化している中、法人の意思決定は的確に迅速に行わなければならない。今後も時代に即応した意思決定ができるよう更に理事会の機能を強化し、管理運営の活性化を図る。

### 3-3 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ

#### 《3-3の視点》

- 3-3-① 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性
- 3-3-② 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

#### (1) 3-3の自己判定

「基準項目 3-3 を満たしている。」

#### (2) 3-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

##### 3-3-① 大学の意志決定の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

###### 【事実の説明】

本学は、「人間味豊かな産業人の育成」の建学の精神の下、久留米工業大学学則（以下「学則」という。）及び久留米工業大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）においてその目的を明確に定めており、この目的を効果的、効率的に達成するため、管理運営体制を以下のとおり構築し、機能させている。

- ① 理事会から委任を受けた法人の日常的業務及び緊急事案等は、常任理事会において決定できることとし、その旨寄附行為、理事会規則及び学校法人久留米工業大学常任理事会規則（以下「常任理事会規則」という。）で明確に定めている。常任理事会は寄附行為、理事会規則及び常任理事会規則に基づき理事長、常務理事のほか大学学長、高校校長、専門学校校長、自動車学校校長等の担当理事をもって構成し、定期的に毎月1回開催し必要事項を審議・決定している。また、常任理事会へは常時、監事1名が同席している。
- ② 本学の重要事項は、教授会で審議の上、学長が決定することとしており、その旨学則及び久留米工業大学教授会規則（以下「教授会規則」という。）に明確に定めている。教授会は教授会規則に基づき学長、教授、准教授、講師、助教をもって構成し、毎月1回開催し、大学の管理運営に関する事項を審議している。また、教授会の下に表 3-3-1 の各種委員会を設置しており、教授会に先立ち予め審議をし、原案の作成等に当たっている。

表 3-3-1 管理運営のための主要な委員会

名 称	内 容
地域連携推進室運営委員会	地域連携推進の基本的事項に係る方針、新規事業や既存事業の改廃、知的財産の運用、公開講座の計画及び実施に関する事項等を審議する。
図書館運営委員会	図書館の企画並びに運営の大綱及び方針、図書館資料の選定等、図書館運営上の必要事項について審議する。

情報センター運営委員会	情報センターの組織及び運営、事業計画等、情報センターに関する必要事項について審議する。
ものづくりセンター運営委員会	創造工房の組織及び運営、事業計画、創造工房に関する必要事項について審議する
施設委員会	本学の施設整備計画及び環境整備に関する事項等を審議する。
教務委員会	教育課程及び履修に関する事項、学生の休学、退学、転学、留学、除籍等に関する教務上必要な事項を審議する。
学生厚生委員会	学生の生活指導、福利厚生、学友会、奨学金、賞罰等、学生の厚生に関する必要な事項について審議する。
入試委員会	入学試験実施の基本方針、入学試験の合格者判定など入学試験に関し、重要な事項について審議する。
広報委員会	大学広報誌等の作成・配布、オープンキャンパス・進学説明会等の企画・実施、高校・受験生・保護者等の動向調査・分析等学生募集及び大学広報に関する事項について審議する。
キャリアサポートセンター運営委員会	本学学生の就職の適正円滑を図るため、基本的構想と具体的実施方法の確立等就職に関する必要事項を審議する。
教職課程運営委員会	教職課程のカリキュラム及び担当教員、教育実習、介護等体験、教員免許状更新講習等に関する事項を審議する。
共通教育運営委員会	共通教育科目のカリキュラム、授業計画及びその他共通教育に関する事項を審議する。
学習支援センター運営委員会	支援センターの事業運営、事業予算、施設・設備、諸規定に関する事項等を審議する。
高大連携実施委員会	高等学校との連携企画、連携カリキュラムの作成等、高大連携の実施に関する事項を審議する。
FD委員会	研修その他施策の企画・実施、学生の授業評価アンケート、授業公開、授業改善の取り組み等を審議する。
安全衛生管理委員会	安全衛生管理に関する必要事項を審議する。

- ① 学部の管理運営に関して学長が必要と認めた事項は、学科長会で審議することとし、その旨久留米工業大学学科長会規程（以下「学科長会規程」という。）に明確に定めている。

学科長会は、教授会の代議機関として、学科長会規程に基づき学長、学長補佐、学科長及び事務局長をもって構成し、毎月1回必要事項を審議している。

- ② 大学院の教学に関する重要事項は、研究科委員会において審議することとし、その旨大学院学則に明確に定めている。委員会は、研究科長、研究科の指導教員をもって構成し、毎月1回必要事項を審議している。
- また、大学院研究科委員会の議題の整理については、研究科運営委員会において審議することとし、本委員会は、研究科長、専攻長、指導教員をもって構成し、毎月1回必要事項を審議している。
- ③ 教育研究を支援するための必要な組織、事務分掌及び管理については、学校法人久留米工業大学組織及び管理規則に基づき管理運営に当たっている。
- ④ 学長補佐、学科長、専攻長、教務委員長、入試委員長、広報委員長、学生厚生委員長、図書館長、情報センター長及びものづくりセンター長の役職者の選任については、学長が指名して選任するよう久留米工業大学役付職員内規で明確に示している。

#### 【自己評価】

- ・教育・研究運営の組織体系を図3-3-1に示す。
- ・教育・研究に関する審議機関として、共通教育・学生サービス課（教務・学生厚生）・就職・入試・広報・FD関係の各委員会が設置されている。
- ・委員会は、学長補佐並びに各学科から選出・任命された委員によって構成されており、全学的な立場だけでなく、教育の現場における課題等への対応を含め、教育内容や運営に関する審議を行っている。
- ・委員会における審議結果は、学長補佐並びに学科長を構成メンバーとする「学科長会」に報告され、全学的な見地から総括的な審議・検討が行われている。
- ・学科長会は、学長の諮問機関としての役割も兼ねており、ここでの審議結果は学長の諸施策立案に役立てられるとともに、学科長会の審議を経て立案・計画された諸施策は、教授会の議案として提案される。
- ・教育・研究に関する議決機関として、教授会・大学院研究科委員会・共通教育運営委員会が設置されている。
- ・大学院研究科運営委員会については、研究科委員会の議題の整理及び各専攻間の連絡調整を行うために開催する。
- ・大学の教授ほか役付き職員の選任についても大学内諸規則に基づいて実施している。

#### 3-3-② 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

##### 【事実の証明】

- ・学長は、理事会から委任を受けた範囲において、大学の意思決定権者である大学担当理事であるほか、理事、評議員として理事会、評議員会及び常任理事会の審議・意思決定に参画している。また、学長を補佐する大学教授である学長補佐（総括担当）は、理事、評議員として理事会、評議員会の構成員であるとともに、その他の学長補佐3名（教務担当、入試広報担当、地域連携担当）が管理部門と教学部門とが連携し、意思統一に向けた体制をとっており、日常的業務執行においてもそれぞれの立場で調整し運営している。
- ・教育・研究に関わる問題への対応については、学長が議長を務める学科長会（平成

24年度12回開催)及び教授会(平成24年度10回開催)を始めとする議決機関において審議決定している。さらに、教授会については、助教以上の全ての教員を招集するもので、教員の使命、教員の職務、セクシャル・ハラスメントやキャンパス・ハラスメントに関する注意の喚起など、全学的な周知が求められる重要な事項について、学長自らが直接伝達している。

- ・決定事項を教職員に速やかに連絡し、教育・研究の円滑で効果的な運営を促進するために2系統(教授会・大学院研究科委員会)の連絡機関を設けている。
- ・大学運営に関する学長の方針を全教職員に直接伝える機会の一つとして、「久工大だより」として、年間2回(7月・1月)発行されていて、その内容は、ホームページで紹介されており、全教職員に伝わる仕組みが整えられている。
- ・事務局職員は、教授会、学科長会その他学内各種委員会で意見を述べたり、また日頃の業務の中でも積極的に教員とコミュニケーションを図る等して、教員との連携を図っている。

#### 【エビデンス集・資料編】

【資料3-3-1】平成24年度 第12回学科長会議事録

【資料3-3-2】平成24年度 第10回教授会議事録

【資料3-3-3】平成24年度 第06回大学院研究科運営委員会議事録

【資料3-3-4】平成24年度 第03回大学院研究科委員会議事録

【資料3-3-5】平成24年度 久工大だより7月・1月号

#### 【自己評価】

- ・教育・研究に関わる決議機関としての学長の諮問機関を兼ねる学科長会や教授会は適切に機能していると判断している。
- ・大学の方針の連絡機関及び久工大だより発行やホームページ発信の機会を活用することにより、学長の運営方針が全教員並びに関係職員に伝わる仕組みが整えられていると判断している。
- ・教育・運営体制が適切に整備されており、権限と責任の明確化や機能性は確保されていると判断している。
- ・審議機関である各委員会に、学科の教員が委員として参画しており、学科における問題点や要望についても、委員会において全学的な方針との調整を図りながら検討されるなど、トップダウンだけでなくボトムアップの体制が整備されていると判断している。

#### (3) 3-3の改善・向上方策(将来計画)

- ・大学の意志決定の仕組み及び学長のリーダーシップが発揮できる組織の構築・運営ができているが、現状の運営を継続してだけでなく、社会のスピードに合わせて意思決定機能を改善・向上させる方策を検討する。
- ・大学を取り巻く環境が激変し、多様化する中、変化に一層迅速かつ柔軟に対応できるよう学長を中心とした大学の全構成員が、一体感を持って管理運営に参画できるよう体制を構築することに努める。

## 基準項目 3 - 4

### 3-4 コミュニケーションとガバナンス

#### 《3-4 の視点》

- 3-4-① 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化
- 3-4-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性
- 3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

#### (1) 3 - 4 の自己判定

基準項目 3 - 4 を満たしている。

#### (2) 3 - 4 の自己判定の理由

##### 【3 - 4 - ①について】

・理事会は、寄附行為第 17 条の規定に基づき設置され、理事会規則に基づき運営されている。毎年、6 回または 8 回の開催を定例としているが、早急に意思決定を行わなければならないときには、臨時理事会または書面理事会により意思決定を行っている。

・常任理事会は、寄附行為第 20 条の規定に基づき設置され、常任理事会規則に基づき運営し、理事会からの委任を受け毎月 1 回定例として開催されている。常任理事会のメンバーは、理事長、常務理事、各担当理事で構成されている。

・常任理事会の下に、常務理事直轄機関として、経営戦略会議を設置し、各学校の事務長、次長級及び法人本部課長級とが集まり、各学校及び法人全体の課題について検討・協議を行い、課題解決に取り組んでいる。

・常務理事（法人本部事務局長）が大学事務局長を兼務していることで、法人と大学の意思決定については共通した認識の下に統一化されている。

・法人内各学校において様々な情報を共有化するため、法人 HP に教職員専用ページを設け、各種情報を提供しているほか、中堅職員レベルによる「情報連絡会」を毎月 1 回開催し、各種情報を持ち寄り、法人全体で共通認識を形成できる体制を構築している。

・不定期ではあるが、常務理事が直接事務職員と懇談する場を設け、様々な情報を共有するとともに、経営方針の伝達、現場との意見交換を行い、経営方針策定に活かしている。

- ・企画会議
- ・教授会
- ・学科長会

・課長会

【3-4-②について】

- ・理事会では、外部理事に弁護士、久留米市長、地域企業の長などを迎えることで、審議の客観性を担保するとともに、地域に根ざした運営を行っている。
  - ・評議員会では、規則に基づき適切に付議事項について諮り、承認を得ている。
  - ・常任理事会では、理事会付議事項のみならず、日常的な業務決定も行っている。担当理事間での議論はもとより、常勤監事も出席することでさらにガバナンス機能を強化している。
  - ・監事監査は、例年11月上旬に期中監査（業務監査）、5月上旬に期末監査（業務監査及び決算監査）が実施されている。監査は、あらかじめ監事の指定した事項について調書を作成し、その調書に基づき担当理事及び事務担当者にヒアリングが実施される。その結果に基づき監査報告書が作成され、指摘された事項については、改善計画を作成のうえ、改善に取り組んでいる。
  - ・法人本部には、総務課、財務課、経営戦略室、監査室の各部署が、大学等から提出された書類について厳正なチェックを行っている。また、法人本部内においても、補助金資料、伝票等については総務課、財務課でチェックしたものをさらに監査室でチェックするなど、2重、3重のチェックを実施している。
- 平成25年度については、規定に反する事務処理が数件行われており、大学内での相互牽制体制の確立に課題がある。
- ・平成25年度より、各課単位での「目標管理制度」を実施している。課単位で目標を設定し、課長が管理することで、より実務に即した業務のチェック体制を構築している。

【3-4-③について】

- ・法人の運営を中期的視点に基づき実施するため、3年+3年の計6年を見据えたビジョンを理事会で決定し、そのビジョンを達成するための具体的3カ年計画を部門ごとに実施計画として作成した。これらの計画についてはフォローアップも実施し、達成、未達成の状況を把握したうえで、計画の見直しについても実施する。
- ・平成24年度より、ボトムアップを行う制度として「業務改善提案制度」を創設し実施している。第1回目は、延べ24人から53件の提案があり、提案については経営戦略会議で審議の上、効果があると判定されたものについては、随時改善に取り組んでいる。
- ・経営戦略会議では、各学校の様々な問題について取り組んでいる。構成メンバーは各学校管理職クラスであり、トップからの経営的観点に基づく課題や職員からの現場的観点に基づく課題などを吸い上げ、ミドルアップダウンで実行に移す会議となっている。

(3) 3-4の改善・向上方策（将来計画）

## 久留米工業大学

- ・法人と各担当理事の権限が不明確なものとなっているため、明確な業務規則を定める。
- ・初年度ということもあり、根本的な提案がなかった業務改善について、継続して実施することで、改善への取り組みを日常のものとする。
- ・実施計画についてPDCAサイクルを確立するため、定期的に進行状況についてフォローアップを実施する。
- ・各部署での様々な取り組み等が「見える」状態となっていないため、良いもの悪いものも含めた「見える化」への取り組みが必要である。
- ・大学内部での相互チェック体制の強化を図る必要がある。

### 【エビ】

- ・管理部門と教学部門との意思疎通と連携を保つための仕組みとその実効性を示す資料  
⇒常務事務局長発令、戦略会議議事録、
- ・法人の業務、財産及び役員の実務執行の状況等に対する監事の意見等を示す資料  
⇒監事監査報告書
- ・監事の選任状況及び職務執行の状況を示す資料  
⇒監事選任資料、監事監査資料
- ・評議員会への諮問状況を示す資料  
⇒評議員会議事次第
- ・教職員からの情報や提案が生かされる仕組み及びその実施状況を示す資料  
⇒業務改善提案資料

### 3-5 業務執行体制の機能性

#### 《3-5 の視点》

3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保

3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性

3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

(1) 3-5 の自己判定

基準項目 3-5 を満たしている。

(2) 3-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保

#### 【事実の説明】

- ・ 大学設置基準（昭和 31 年文部省令第 28 号）第 41 条及び第 42 条においては、大学はその事務を処理するため及び学生の厚生補導を行うため専任の職員を置くよう規定しており、これに基づいて学校法人久留米工業大学組織及び管理規則（以下「組織及び管理規則」という。）において大学の管理運営のための組織編制を明確にしている。現在、専任職員 48 名、嘱託職員 3 名、パート職員 6 名及び派遣職員 5 名を確保し（データ編 表 6-1）、大学の財務、人事、施設設備管理、教務、入試、広報、就職及び学生の厚生補導に関する業務等の事務を処理する他、学生募集活動、就職開拓、授業アシスタント等大学の管理・運営だけでなく、学生支援及び教育現場での支援等の役割を果たしている（資料編 6-1）。
- ・ 本学の事務組織は、事務局次長 2 名（兼務）以下、総務企画課 7 名（臨時・派遣職員を含む）、会計課 5 名（派遣職員を含む）、学生サービス課（教務担当 4 名、学生厚生担当 6 名（派遣・臨時職員含む）、就職担当 2 名）、入試課 2 名、広報課 6 名（臨時職員含む）、技術職員 3 名、図書館事務室 3 名（派遣職員を含む）、地域連携推進室 1 名（臨時職員）の職員を組織及び管理規則に定める事務分掌に基づき配置しており、円滑に業務を遂行している。
- ・ 職員の採用については、大学の管理運営及び教育研究の支援する者としての一定の資質を確保する必要があることから、職員は公募による選考試験に合格した者の中から採用することを原則としている。しかし、職務に関する能力、資格、経験年数等特別な事情の場合は、必ずしも選考試験は必要としていない。また、昨今の厳しい財政事情による人件費支出の削減の必要から、退職等による欠員の補充を行わないこととし、やむを得ず補充する場合には、臨時職員等の期限付きの職員として採用することとしている。
- ・ 職員の異動については、業務上の必要がある場合のほか、在職期間、個人の資質等

を勘案し、職場の転換、職種の変更等を行うこととしている。

- ・ 職員の採用・昇任・異動については、寄附行為及び上記方針に基づき制定した学校法人久留米工業大学服務規則（以下「規則」という。）及び内規で規定している。具体的には、職員の採用に関しては、規則第 22 条から第 24 条まで、試用期間は第 25 条でそれぞれ規定し、さらに職員採用については、別途に申し合わせを定めている（資料編 6-2）。また、昇任・異動についても規則に必要事項を定めている。これらの規定等の運用について、職員の採用に関しては、学長が法人本部に上申し、法人事務局長は、人事計画で全職員の年齢構成などのバランス及び法人内全体の職員構成等を勘案して調整をするが、理事会において採用制限の方針が決定しているため、退職等により後任補充が真に必要な場合に限り、予算等を考慮して決定している。その場合、法人本部は、採用する職種、採用者数などの大枠を決定し、これを踏まえてハローワークへの依頼書類や新聞広告等に採用条件を明示して公募する。その後は規定に基づき法人本部において筆記試験・面接を実施した上で、候補者を選考し、理事長が決定する。
- ・ 過去 3 年間の採用者は、平成 22 (2010) 年度 3 名、平成 23 (2011) 年度 2 名、平成 24 (2012) 年度 1 名、であり、大部分が期限付き職員である。
- ・ 昇任・異動については、人事についての申し合わせに基づいて、同一職に長期に携わることがないように配慮しながら、職場の活性化及び人材育成を図ることを目的に行っている。  
具体的には、法人本部において原案を作成し、理事長が決定している。

#### 【エビデンス集・資料編】

#### 【自己評価】

- ・ 職員は、大学設置基準及び組織及び管理規則の定めるところにより確保、配置されている。事務組織編成は、財務、庶務、人事、施設設備、入試、広報、教務・就職及び学生厚生補導等の事務を行うよう有機的に編成し、教育研究の支援活動を行っている。職員の採用・昇任・異動についての本学の方針は、規定等により明文化しており、当該規定に従った処理をしている。
- ・ 18 歳人口の減少により入学者数が漸減しており、それに伴い専任職員が減じられているが、教育研究の支援の低下、特に学生へのサービスの低下を招かないよう組織体制を越えた横断的な対応を実施し、部署ごとに連絡調整を図りながら対処するなどの措置を講じている。
- ・ 本学の教育研究目的を達成するため大学設置基準に定める事務に関する業務分野を超える程度に事務組織を編成し、そのために教育研究の支援に支障がないよう必要な職員は確保され、適切に配置している。
- ・ 採用、昇格、異動については、その方針が服務規則で明文化され、学校法人全体の調整の下に規則に従って適切に機能している。

#### 3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性

### 【事実の説明】

- ・本学は、大学設置基準の定めるところにより、大学の事務を処理し、学生の厚生補導を行うための事務組織として、事務局に6の課、室を設け（資料編〇-〇）、大学の事務処理を行っており、それぞれの部署は規定に定めた分掌事務（資料編〇-〇）を中心に日常的に事務処理に当たっている。
- ・大学の内外の環境の変化が著しい中、職員の全体意識を高め、組織の一層の活性化を図るため、組織の壁を外した横断的な業務を逐次実施し、事務組織が担う教育研究の支援活動の効率化、円滑化を図っている。
- ・職員は、事務職員と技術職員に大別されるが、職員は各部署の業務特性に応じた学生の支援、教員の支援、保護者への情報提供など、大学を取り巻くステークホルダー（利害関係者）に対する窓口として機能しており、附属施設である図書館、情報センター、ものづくりセンターにも事務職員や技術職員を配置し、学生の実習、教員の研究等の支援を行っている。
- ・就職支援では、学生の就職セミナー・企業説明会等が行われており、職員がそれらの実施計画に当たっている。
- ・毎年開催される保護者との懇談会は福岡・熊本・佐賀・鹿児島・宮崎・長崎・大分・沖縄・松山・山口・広島・本学の全12地区で開催して、家庭との連携の下に行う教育活動の一環であるが、職員はそれらの計画の立案及び運営に当たっている。

### 【エビデンス集・資料編】

#### 【資料〇〇〇】

### 【自己評価】

- ・大学事務局職員は、財務、人事、施設管理及び教務、学生厚生補導、入試、広報、就職支援等の各業務を担当し、教員とともに学生の日常の諸活動を支え効果的に機能している。図書館・情報センター・ものづくりセンターは、教員との密接なコミュニケーションと連携により、学生に対して充実した学習環境を提供する役割を果たしている。

### 3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

#### 【事実の説明】

- ・職員の教育は基本的には、OJT（On the job training＝職場内訓練）及び学外研修に依っているが、専任職員数の減少に加え職務の煩雑化、高度化による困難さに対応するために専門的業務の一部は外部委託をしている。
- ・本学における研修の取り組みについては、資料編〇-〇に示すとおり、文部科学省や私立大学協会その他が主催する学外研修会に極力参加しているところであるが、実体的には各関連部署において、職員全員が参加し、全国的水準の最新の知識を得るようにしている。
- ・学内においては、毎月2回開催する学内課長連絡会は、職員能力開発としての

SD (Staff Development) も兼ねた機会を提供し、法令、大学関係の新知識、情報の会得による職務能力の向上等を図っており、連絡会の結果については、当該課長が所属職員に報告するとともに教育・指導を行っている。

- ・ 学生募集活動において、高校訪問を担当する職員に対して、本学の広報活動を行うためのスキルを身につけるよう研修を実施している。
- ・ 大学の管理運営に関する専門図書、資料等を図書館及び総合事務室内に備え、いつでも自由に閲覧ができるよう環境を整備し、職員の自己啓発に資している。
- ・ 平成 24 年度は、課長補佐以上の職員において、外部通信教育による能力開発試験が実施された。

## 【エビデンス集・資料編】

### 【資料〇〇〇】

#### 【自己評価】

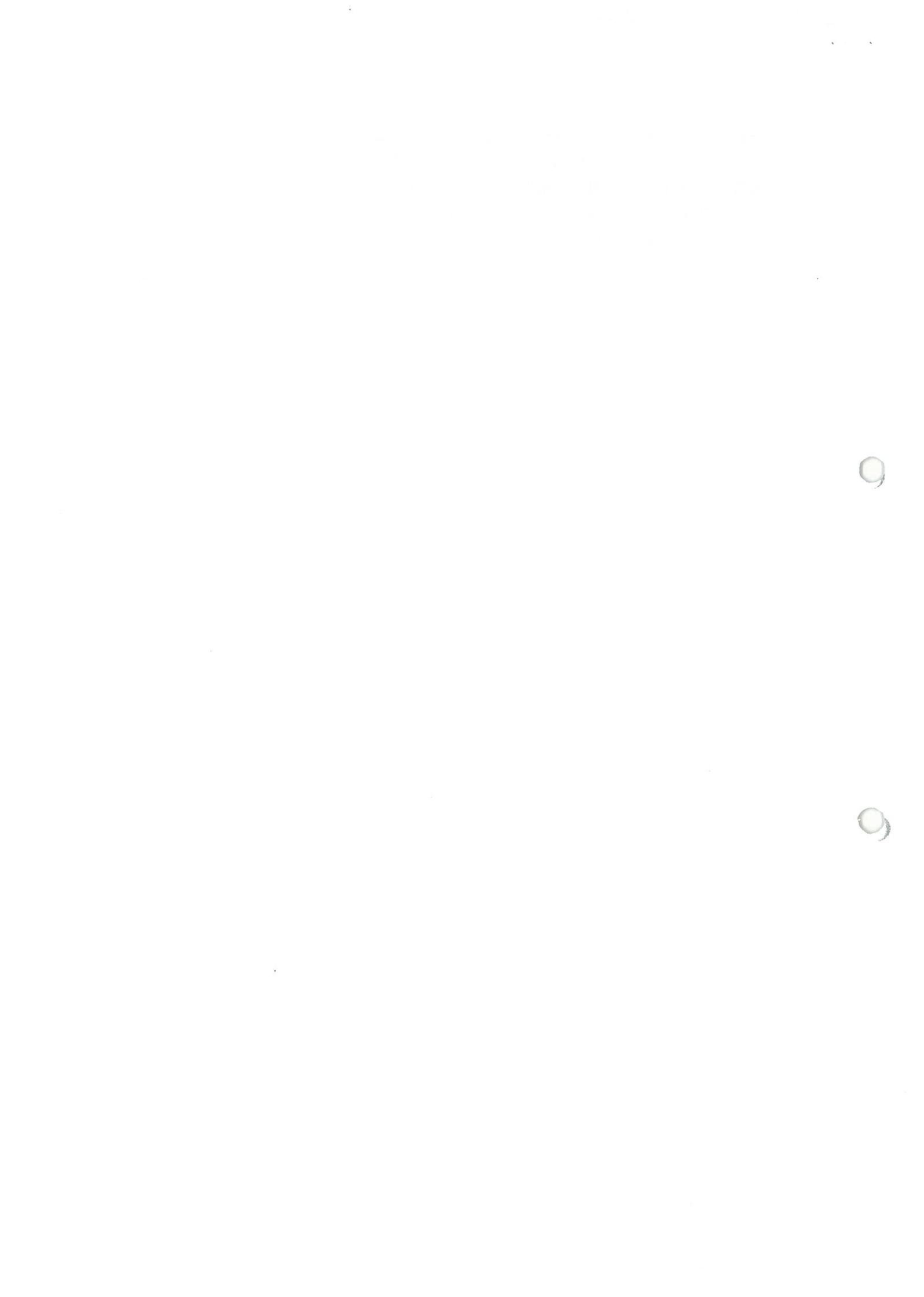
- ・ 本学における研修の取り組みは、学外研修については例年、出来るだけ多くの研修機会に積極的に参加するよう努めている。
- ・ 学内においては、大学を取り巻く状況が急変する中、その都度の適時、適切な OJT の開催及び自己啓発のための職場環境の整備も出来ている。しかし、大学を取り巻く環境の急激な変化に伴い、制度等の仕組み、内容が変更になる中で、全職員が正確で迅速な対応能力を習得するための学内研修制度が必要である。
- ・ 事務組織は、単体組織としてだけでなく、職員全員は組織の枠を超えた全体意識の下で、横断的・一元的に機能するような有機的な体制にしている。職員の資質向上策として、個人のスキルアップを目標に取り組んでいるが、職員の自己啓発によるスキルアップ意欲の拡大を図るほか、今後は研修体制を制度化し、計画的に実施することが必要である。

#### (3) 3-5 の改善・向上方策 (将来計画)

- ・ 個々の職員のスキルアップ活動を活性化し、組織全体の能力向上に繋げるべく更なる努力を行っていく。又、教育研修に関する計画書を作成して、体系的、統一的な研修を行うよう検討する。
- ・ 職員個人のスキル向上とともに、横断的、一元的な組織の形成を図り、教員との連携を一層強めることにより、教育研究及び学生の厚生補導の支援の有効性、効率性の向上に更に貢献できるよう不断に努力する。
- ・ 大学は人と人、組織相互のコミュニケーションを大切にする組織であることを十分に認識し、教学と一体となった大学運営が必要である。これを前提に、大学を取り巻く環境が急激に変化する中で、事務組織及び支援体制の効率化がなかなか進展しない側面もあるが、常に組織及び業務遂行の効率化のための見直し、改善を図る。
- ・ 急速な社会及び教育環境の変化及び高度化に伴い、これらに対応できるよう不断の

組織の見直しとともに、専門的な職能職員の配置が必要となっている。このことから、本学においては、横断的で一元的な事務処理体制を構築するとともに、組織の有効性、効率性及び個々の職員の専門性を高めるよう努める。

- ・昇任・異動などの人事については、法人規則に沿って実施しているが、今後は、定期的な能力評価を実施するとともに、人事の活性化を図るよう検討し、改善していく。



## 基準 4. 自己点検・評価

### 4-1 自己点検・評価の適切性

#### 《4-1 の視点》

#### 4-1-① 大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価

#### 4-1-② 自己点検・評価体制の適切性

#### 4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性

##### (1) 4-1 の自己判定

基準項目 4-1 を満たしている。

##### (2) 4-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 4-1-① 大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価

- ・ 本学は、「久留米工業学園短期大学」創立以来、「人間味豊かな産業人の育成」を建学の精神に掲げ、「知・情・意の調和の取れた人材の育成」の実践を教育理念として、基準 I で示した本学独自の使命・目的の実現を目指して、平成 20(2008)年度以来、毎年、自己点検・評価を実施し、報告書を作成している。建学の精神及び教育理念の学内外への周知の状況については、学園歌の歌詞の一部に謳っているほか、年に 2 回発行の広報誌「久工大だより」に述べているほか、巻頭言にある「学長メッセージ」においてこれらについて触れている。また、入学式や学位記・修了証書授与式における学長告示や在学生の保護者向けに各地域で行われる「保護者懇談会」における代表挨拶には必ず建学の精神及び教育理念について触れている。さらに、「大学案内」、「学生便覧」、「高校等への配布資料」等の刊行物等に記載しているほか、本学法人が年 7 回発行する広報誌「時報」では入学式及び学位記・修了証書授与式での学長告示を掲載して、学内外に配布している。なお、体育館、教授会会場にも額に掲げており、建学の精神・教育理念を認識できるように配慮している。
- ・ 平成 20(2008)年度には財団法人日本高等教育評価機構によって大学機関別認証評価を受け、平成 21(2009)年 3 月 24 日に、「久留米工業大学は、(一部の指摘事項を除き)日本高等教育評価機構が定める大学評価基準を満たしている」(エビデンス集(資料編)【資料 4-1-1】)と認定された。なお、平成 20(2009)年以降の自己点検・評価報告書は本学ホームページの「大学評価」(エビデンス集・資料編【資料 4-1-2】)に記載している。
- ・ 平成 24(2012)年度には事業内容と連携した 3 ヶ年の実施計画を定め、また、目指すべき姿や方向性などのビジョン等、考え方については 6 ヶ年の実施計画としている。なお、ミッション(使命)は「人間味豊かな産業人の育成」を不変に努力し継続するものとして定義された。それを受けてのビジョンは、①「実践的ものづくり能力を育む大学」、②「ものづくりの楽しさを発信する大学」、③「就職に強い大学」、と新設定された(エビデンス集・資料編【資料 4-1-3】)。

【エビデンス集・資料編】

【資料 4-1-1】 2008 年度日本高等評価機構による評価基準認定について

【資料 4-1-2】 ホームページ <http://www.kurume-it.ac.jp/>

【資料 4-1-3】 学校法人久留米工業大学 平成 25 年度～平成 27 年度実施計画書

#### 4-1-② 自己点検・評価体制の適切性

- ・本学の使命・目的の好評の状況については、現段階において可能な限り対応を尽くしていると考えているが、本学の使命・目的の学内外への周知が十分に行われているとは言いきれない部分もある。使命・目的の明確化を図る具体的手段に、学則等の規定の公表に起因する措置、すなわち保護者や地域、或いは高校等においては大学の使命・目的が規定されているかどうかの関心は高くないという状況と、設置認可等の手続きの正当性という面からの明確化と公表に関係する措置、すなわち学生募集という大学側の必然性もあり、若干の相違点がある。この相違点は、これら情報の周知先が、その情報に対してどの程度の関心を持ち、また必要としているのか、に係っており一概の評価判断は難しいと考える。
- ・本学の自己点検・評価体制は、学長を委員長とし、各学科長及び各種委員長を委員とする「久留米工業大学自己点検評価委員会」(エビデンス集(資料編) [【資料 4-1-4】、【資料 4-1-5】])を置いている。この委員会では、本学独自の使命・目的の実現を目指して、年 4 回委員会を行い、毎年、自己点検・評価報告書を作成している。また、自己点検・評価結果についてはホームページにも記載している。

【エビデンス集・資料編】

【資料 4-1-4】 久留米工業大学自己点検評価委員会規定

【資料 4-1-5】 自己点検評価委員会議事録 平成 23 年～平成 25 年

#### 4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性

- ・本学は、第 1 回目の認証評価を平成 20(2008)年度に受審した。この認証評価は、事業計画の改善向上を目的とした自己点検・評価、及び第三者機関による評価であり、文部科学省からの 7 年に一度の第三者機関による評価の義務付けによるものである。
- ・平成 20 (2008) 年に「自己点検・評価委員会」が組織され、毎年、自己点検・評価報告書を作成してきた。特に、平成 27(2015)年度に 2 回目の第三者認証評価を受審するため、平成 25(2013)年度より新しい評価基準で編集し直す計画となった。また、自己点検・評価が自己満足で終わることがないように、平成 23(2011)年に大学経営についての評価委員会である「運営懇話会」を組織し、問題となっている課題に外部委員の意見を伺うように、常に外部からの評価を意識している。
- ・以上、毎年の自己点検・評価活動と大学の認証評価の受審結果による改善活動を通じて、本学の自己点検・評価は適切に行われている。

### (3) 4-1の改善・向上方策（将来計画）

- ・建学の精神及び教育理念は、内部規律や目標ではなく、大学の公約に類するものであると認識を深め、建学の精神等に悖る行為に対する罰則を設けるなどの措置を設けるための検討を行う。
- ・建学の精神及び教育理念の考え方や解釈、具体的にとるべき方策などについて一層の理解を得るよう構成員全員でFD・SDなどの研修会を開催するなど普及啓蒙に努めるほか、全国各地で開催される保護者懇談会や後演会総会などで学生や保護者に対してわかりやすく丁寧に説明し、本学に対する信頼の確保に努める。
- ・建学の精神及び教育理念に関して、ホームページや大学案内による一層の充実を図るほか、地域コミュニティ誌への寄稿や広告、時候挨拶状の送付など、本学に対する理解を深めるために効果的で、効率的な多様な方策の検討を行う。

## 4-2 自己点検・評価の誠実性

### 《4-2の視点》

#### 4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価

#### 4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析

#### 4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

##### (1) 4-2の自己判定

基準項目 4-2 を満たしている。

##### (2) 4-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価

##### 【事実の説明】

- ・教育情報を含めた大学全体の情報は、数量的なデータを含めて、「久留米工業大学」のホームページに掲載している。併せて、学校法人久留米工業大学のグループ校全体についての情報提供を行う冊子体の「時報」にも大学の情報を開示してきた。なお、平成 25 年度からは、「時報」による情報開示を廃止し、「学校法人久留米工業大学」のホームページを新たに開設して、より広く情報開示を行っている。
- ・開示されている情報には、学習・教育の成果も盛り込まれており、自己点検評価自体が、エビデンス情報を含めた自己点検・評価結果の開示であるともいえる。
- ・外部評価等においても、自己点検評価に記載された情報が基本となっている。
- ・教育プログラム単位での自己点検・評価に当たっては、全学的に開示されている授業評価アンケート結果をベースとした客観的な対応を行っており、エビデンスに基づいた対応がとられている。

##### 【エビデンス集・資料編】

【資料 4-2-1】 ホームページ 久留米工業大学 <http://www.kurume-it.ac.jp/>

【資料 4-2-2】 ホームページ 学校法人久留米工業大学 <http://kougyoudaigaku.jp/>

【自己評価】

- ・ 基本的には、エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価を行ってきているが、独自の自己点検・評価システムの構築と適用について、自己点検・評価委員会を中心にさらなる検討、改善を図る必要がある。

4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析

【事実の説明】

- ・ 事務組織においては、学生の学習や修学支援等に関しては学生サービス課（教務）が、サークル活動等その他の支援は学生サービス課（学生）が、教員の教育に関しては学生サービス課（教務）が、教員の公務等に関しては総務企画課が、また、入試全般に関しては入試課が、就職を含む進路に関してはキャリアサポートセンターがそれぞれの業務を担当しており、各業務に係わる情報やデータに関しては、学務システムに集約・整理されている。
- ・ 集約・整理された情報やデータは、教育情報として大学のホームページを通して公開されるだけでなく、たとえば、成績不良者の動向把握や原因究明、また、修学指導や進路状況との関連の調査等の必要に応じて、教務委員会、学生厚生委員会、キャリアサポートセンター運営委員会、FD 委員会等の関係委員会に提供され、分析・検討が加えられている。

【エビデンス集・資料編】

【資料 4-2-3】 ホームページ <http://www.kurume-it.ac.jp/>

【自己評価】

- ・ 学生サービス課、総務企画課が中心となって、情報やデータの収集・整理に当たっており、学務システムに情報やデータが集約され一元管理がなされている。その成果は、大学ホームページにおける教育情報の公開に結びついていると判断している。

4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

【事実の説明】

- ・ 自己点検・評価結果は、自己点検・評価委員会を通じて学内での共有化を図っている。
- ・ 認証評価を含む、外部評価に係わる自己点検・評価結果については、すべて大学ホームページを通して公開し、学内での情報共有と社会への公表を行っている。

【エビデンス集・資料編】

【資料 4-2-4】 ホームページ <http://www.kurume-it.ac.jp/>

#### 【自己評価】

- ・外部評価受審時における自己点検・評価結果等は大学ホームページを通して公開しており、自己点検・評価の誠実性は、十分なレベルで満たしていると判断している。

#### (3) 4-2の改善・向上方策（将来計画）

- ・自己点検・評価委員会を中心に、さらに透明性の高い、エビデンスに基づいた自己点検・評価システムの構築を目指す。

### 4-3 自己点検・評価の有効性

#### 《4-3の視点》

#### 4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のためのPDCAサイクルの仕組みの確立と機能性

##### (1) 4-3の自己判定

基準項目 4-3 を満たしている。

##### (2) 4-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のためのPDCAサイクルの仕組みの確立と機能性

##### 【事実の説明】

- ・「学校法人久留米工業大学寄附行為」および「久留米工業大学学則」に基づき適正な運営がされている。
- ・教育の質の保証を目指した自己点検・評価の結果の活用は、学長をトップとする大学にゆだねられていて、法人組織は、大学が決定した教育方針や教育内容を実現するために必要な種々のリソースを供する立場に立っている。
- ・自己点検・評価結果の活用は、第一義的には教育運営の改善活動へ資されるべきものである。
- ・これらを実現するために、図 4-3-1 に示すような全学的な連携体制を整備して、教育運営を行い、全学的なPDCAサイクルの実現を図っている。
- ・入学試験に係るPDCAサイクル、教育実践に係るPDCAサイクル、就学支援に係るPDCAサイクルが有機的に関連し、これらの結果を、学科長会および各種委員会等で審議し、有効に教育運営に資するようにしている。

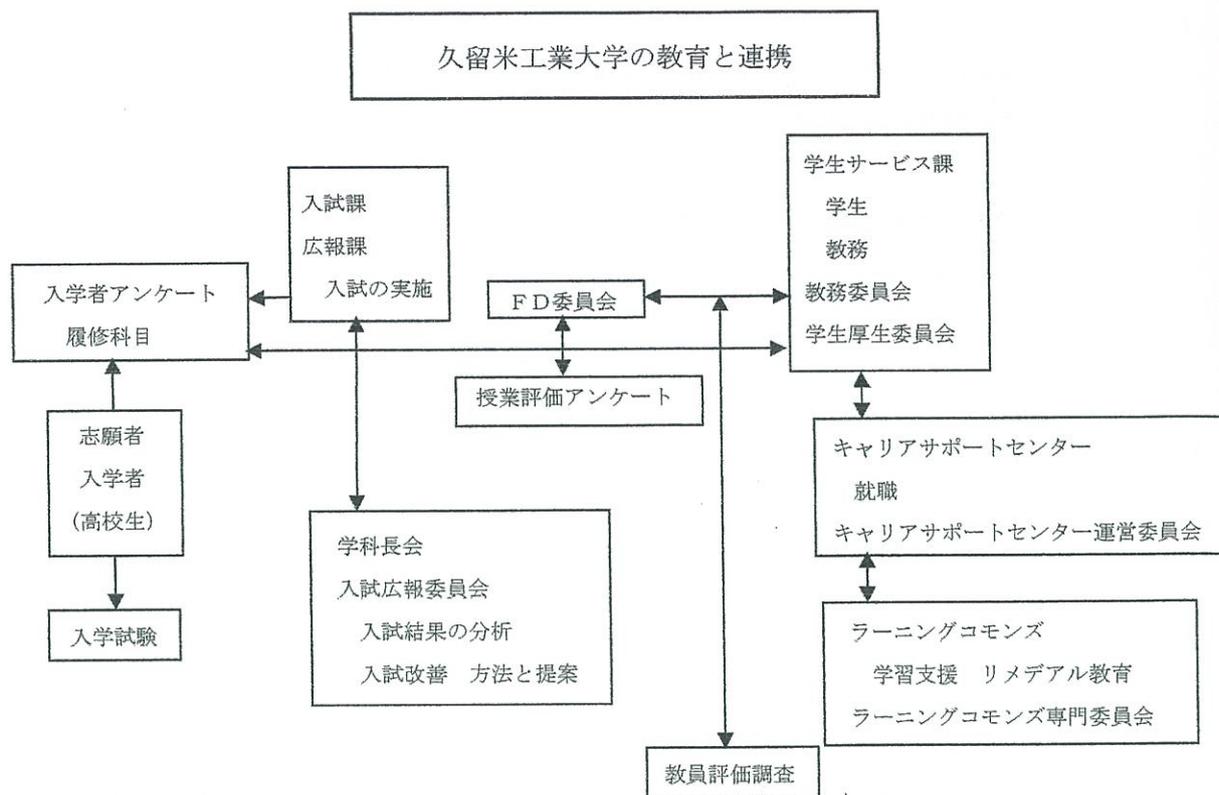


図 4-3-1 久留米工業大学における教育運営と連携（未完成）

【エビデンス集・資料編】

【資料 4-3-1】 学校法人久留米工業大学寄附行為

【資料 4-3-2】 久留米工業大学学則

【自己評価】

- ・教育の質保証のための改善システムは全学的に構築されており、有効に機能していると判断される。

(3) 4-3 の改善・向上方策（将来計画）

- ・自己点検・評価の結果を含めて、教育に係る様々な情報を集約し、教育の質の保証に向けた改善システムは構築できていると判断しているが、独自の自己点検・評価システムについても構築し、運用する必要が認められる。

【基準 4 の自己評価】

- ・十分な体制と周期を以って自己点検・評価を行っているとは判断している。
- ・教育の質保証のための、図 4-3-1 に示すような、独自の自己点検・評価体系（名称未定）を構築中である。個性・特色に即した点検・評価項目の設定と評価システムを全面的に導入して、これらを実施する体制を整備し、透明性および質の高い自己点検・評価を行

うための基盤が構築されるものと判断している。

- ・次年度以降、独自の自己点検・評価体系に沿って全学的な自己点検・評価を継続することにより、教育改革や改善、そして教育の質保証のさらなる向上のための方策を明確にしていく。

